

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 九 号

(三三七)

平成十七年六月九日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山岡 賢次君

理事 今村 雅弘君 理事 西川 京子君

理事 二田 孝治君 理事 松野 博一君

理事 黄川田 徹君 理事 檜崎 欣弥君

理事 山田 正彦君 理事 白保 台一君

赤城 徳彦君 石田 真敏君

岡本 芳郎君 梶山 弘志君

金子 恭之君 上川 陽子君

川上 義博君 木村 太郎君

城内 実君 後藤 茂之君

後藤田正純君 田中 英夫君

津島 恭一君 中山 泰秀君

西村 康稔君 原田 令嗣君

増田 敏男君 森 英介君

一川 保夫君 岡本 充功君

奥田 建君 鹿野 道彦君

川内 博史君 岸本 健君

小平 忠正君 鮫島 宗明君

神風 英男君 仲野 博子君

堀込 征雄君 松本 謙公君

山内おさむ君 大口 善徳君

高橋千鶴子君 山本喜代宏君

農林水産大臣 島村 宜伸君

内閣府副大臣 西川 公也君

農林水産副大臣 岩永 峯一君

外務大臣政務官 小野寺五典君

財務大臣政務官 倉田 雅年君

厚生労働大臣政務官 藤井 基之君

農林水産大臣政務官 大口 善徳君

政府参考人
(内閣官房知的財産戦略推進事務局局長) 荒井 寿光君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 岡島 敦子君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房統計情報部長) 鳥生 隆君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局安全衛生部長) 小田 清一君

政府参考人
(農林水産省大臣官房協同組合検査部長) 朝比奈 清君

政府参考人
(農林水産省総合食料局長) 村上 秀徳君

政府参考人
(農林水産省消費・安全局長) 中川 坦君

政府参考人
(農林水産省生産局長) 白須 敏朗君

政府参考人
(農林水産省経営局長) 須賀田菊仁君

政府参考人
(農林水産技術会議事務局長) 西川 孝一君

政府参考人
(林野庁長官) 前田 直登君

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官) 和泉 洋人君

参考人
(食品安全委員会委員長) 寺田 雅昭君

農林水産委員会専門員 飯田 祐弘君

委員の異動
六月九日 補欠選任

辞任 北村 直人君 増田 敏男君

後藤田正純君 中山 泰秀君

一川 保夫君 奥田 建君

山内おさむ君 川内 博史君

同席 中山 泰秀君 補欠選任

増田 敏男君 後藤田正純君

奥田 建君 北村 直人君

川内 博史君 一川 保夫君

山内おさむ君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)
種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

○山岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、森林組合法の一部を改正する法律案及び種苗法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として食品安全委員会委員長寺田雅昭君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として農林水産省大臣官房協同組合検査部長朝比奈清君、総合食料局長村上秀徳君、消費・安全局長中川坦君、生産局長白須敏朗君、経営局長須賀田菊仁君、農林水産技術会議事務局局長西川孝一君、林野庁長官前田直登君、内閣官房知的財産戦略推進事務局局長荒井寿光君、厚生労働省大臣官房審議官岡島敦子君、大臣官房統計情報部長鳥生隆君、労働基準局安全衛生部長小田清一君及び国土交通省大臣官房審議官和泉洋人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。城内実君。

○城内委員 自由民主党の城内実でございます。本日は、森林組合法の改正及び種苗法の改正の問題について質問させていただきたいと思っております。

それでは、まず、森林組合法の改正についてですが、私の選挙区は静岡県西部でございます。浜松市を含む周辺の十三市町村、それが選挙区でございますが、今度七月一日にそのうちの大部分が合併し、二年後には政令指定都市になります。そうしたら、どれだけ山村地域かというと、何と約六二％、六割を超える部分が山村、全部山村または一部山村でございます。具体的には、水窪町、佐久間町、龍山村、天竜市、引佐町といった中山間地域がその面積の半分以上を占めるというわけでございます。

都市と農山村地域の共生・対流というスローガンがありますけれども、まさに、その川上の山村なくして、川下の都市部の水の供給あるいはきれいな空気を提供する、こういったことはないわけでございます。

しかるに、今、林業の状況はどうかというと、国内市場において外材が八割以上を占め、そして、内地材、地域材がほとんど押しやられているという状況でございます。現在、我が党の松岡利勝先生の御指導のもとに、違法伐採の問題に取り組みという動きがございます。これを、大変素晴らしい成果を上げておられるNPOの関係者とも協力しながら、サミットプロセスにうまく乗せ

て、こういった違法伐採問題を大きく取り上げる努力を現在行っているところでございます。

林業の問題につきましては、私も地元の声を頻りに聞くわけでございます。例えば、天竜森林組合の最高幹部である方の話によりますと、やはり、外材に対抗するためにはさまざまな措置が必要である。例えば、木材製品を保存するストックヤードをきちんと整備しないことには、ちゃんとした材木の供給はできない、そういう声もございまして、また、加工・流通業界が、きちんと整理再編しなければ、なかなか住宅建築会社といった木材を供給できない、こういったような声もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、こうした末端の現場の声をぜひ農水省におかれても聞いていただきたい、そしてそれを政策に反映していただきたいという次第でございます。

さて、今回の森林組合法の改正におきましては、森林組合員以外の森林消費者について、員外利用の制限を緩和したこと、及び、木材製造業者、中小工務店、緑化活動を行う方々に対して准組合員資格を付与し、もって森林組合を活性化するということが中身というふうに伺っておりますけれども、このことを私は非常に評価できるというふうに思います。

そして、質問ですが、これまで森林組合が果たしてきた役割をどのように認識し、今後、我が国の森林整備の推進においてどのような役割が期待されているのかということについて、お尋ねしたいと思います。

○前田政府参考人 一つ目の関係でございますが、森林組合は、森林所有者の協同組織といったしまして植林や除間伐の七割を実施するなど、我が国の森林整備の中心的な役割を果たしてきたところであります。

一方では、近年の我が国の森林・林業を取り巻きます状況、木材需要の減退あるいは木材価格の低迷、こういったことを反映いたしまして、林業生産活動が停滞し、適切な管理が行われていない

森林が増加するといったような状況で、大変厳しい状況にございます。

このような中、森林に対します国民の多様な要請にこたえまして、その多面的な機能を持続的に発揮させていくためには、森林所有者の協同組織であり森林整備の大宗を実施している森林組合が森林所有者に積極的に働きかけを行って、効率的な実施のための施策の集約化などの取り組みを進めることが重要というように考えている次第でございます。

このような取り組みを通じて、森林組合が森林施策の受託等の事業を積極的に展開することにより、地域の森林管理の中核的な担い手としての役割を十分に発揮するということを期待しているところでございます。

○城内委員 今、前田長官がおっしゃったように、森林・林業を取り巻く環境というのは、私の地元のみならず、日本全国大変厳しい状況であるということでございます。それを踏まえて今回の森林組合法の改正ということでございますが、こういう改正を通じて林業が少しでも活性化するように、ぜひとも御努力をお願いしたいというふうに申し上げます。

冒頭指摘しましたように、員外利用の制限緩和や、木材関係業者に対して准組合員資格を付与する中身であるというふうに理解しておりますけれども、今回の森林組合法の改正にはいかなる意義があるのか、本当に林業の活性化につながるのか。私はそう信じておりますけれども、では具体的にどのような効果が期待されているのかという点について、もう少し踏み込んだ御発言をいただきたいというふうに思います。

○前田政府参考人 我が国の森林・林業を取り巻きます情勢、先ほど申し上げましたが、大変厳しい中、こういった中で、森林の適切な整備あるいは保全を推進するためには、森林整備の中心的な役割を担っています森林組合が将来にわたりましてその機能を十分に発揮し得るように、その機能の充実あるいは組織基盤の強化、これを図ること

が重要であります。

このため、今回の改正におきましては、今まで各種の検討会の結果、あるいは現場の関係者の意見等も踏まえながら、一つには、森林組合の機能の強化の観点から一体的に整備することが望ましい森林について、員外利用の特例の範囲を施策計画の作成や木材の販売にまで拡大する。それと同時に、組合員のニーズに対応した事業範囲の拡充を図る。二点目といたしましては、組織基盤の強化を図るために、准組合員資格の拡充、あるいは総代会におきます合併手続の簡素化、こういったことを図る。三点目といたしましては、適切な事業運営を確保するため、事業別損益を明らかにいたしました書類の総会への提出を義務づけるといったような措置を講ずることとしております。

これらの取り組みによりまして、一つには、林業の団地化を通じて施業コストの低減と安定的な木材の生産、また、木材製造業者、森林ボランティアなどとの連携の強化、あるいは合併手続の簡素化等によります森林組合の合併の促進、あるいは組合員への情報開示の推進、こういったことが図られていくものと期待しているところでございます。

○城内委員 森林組合の機能の強化はもちろん重要でございますが、それだけではなくて、以前この農林水産委員会で私発言させていただきましたように、子供のころから木材になれ親しむというような教育。知育、体育、徳育、食育だけではなくて木育というようなものをぜひやっていただきたい、これは西川京子先生が提唱している運動でございますが、こういったこともあわせてやっていただきたい、そしてまた、その関係省庁である文部科学省とも協力してやっていただきたいというところをお願いしたいというふうに思います。

そして、この森林組合法の改正について、最後に、今回の森林組合法の改正を通じて、先ほど述べましたように、森林・林業を取り巻く状況は大変厳しいのでありますが、この問題に対する島村大臣の御決意についてお伺いしたいというふうに

思います。

○島村国務大臣 今までも何度か申し上げたんですが、私は農水大臣と言われますと、時間の余裕のあるときには言い直していただいて、農林水産大臣と。事ほどきょうに、林業の重要性ということを私は常々お訴えしているものであります。森林というのは、我々の生活、例えば都市の生活者とは直接関係がないように思いますが、この森林の健全な存在によつてどれだけ都市部で恩恵を受けているか、意外と知られていない事実がありますので、私はそういうような姿勢をとっているわけであります。

そういう意味で、今林野庁長官の答弁にもございましたように、まさに国土の七割を占めているのは森林でありまして、この国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止そのほか、例えば都市部の人が時々保養のために地方を回って、城内委員の地元も大変美しい自然を持った地域であります。旅をしながら楽しませていただきましたけれども、こういう自然景観の美しさを維持するためにも森林は不可欠でありまして、私どもは今、京都議定書の約束事でありまして地球温暖化の防止等々、すべての面において改めて森林を見直すところに来ているんだ、そんなふうに考えているところであります。

このように、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには、やはり森林の整備保全、林業の活性化を図ることが重要でありまして、国民生活や経済の安定にとつても、長い視野で見れば、これは本当に欠くことができないものであると認識をしております。

とりわけ森林組合は、森林所有者の協同組織として、植林や除間伐の七割を実施するなど、森林整備の中心的な役割を果たしているわけでありますから、私どもは、今回の法改正によりまして、地域の森林管理や林業の中核的な担い手としての森林組合の役割が十分に発揮されるよう努めてまいりたいと考えております。

れも我々都市部の生活者はうっかり見落としがち

でありますけれども、杉の価格あるいはヒノキの価格、こういう立木の価格が極端に下落をしております、これは御承知のように、外材の価格の下落に大きな影響を受けているわけであります、五十年物で何と、ついでに三千円を驚いていたものが、今では千九百円に落ち込んでいます。そして、ヒノキでも三千七、四百円。これを議員の仲間に昼食のときに聞きましたら、約十、二十万円くらいはするんですよ、こういう話でありましたけれども、かなり常識人でもその程度の認識しかない。しかし、実際の立ち木で買いますと、千九百円とか三千七、四百円。これでは森林業は全く成り立たないということが容易に理解できるわけであります、こういう点を十分配慮しながら、これからの森林の健全な育成のために取り組んでいきたい、こう考えているところであります。

○城内委員 大臣より、前向きな御答弁をいただきました、本場にありがとうございます。引き続き、この林業の活性化に向けて積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次に、種苗法の改正の問題について質問させていただきます。冒頭申しましたように、私の地元はことし七月に合併するわけであります。そうしますと、全国でも、豊橋市に次いで農業生産高が最も高い自治体になる予定であります。例えば、具体的には、私の地元の、私がまさに住んでいる三方原というところではジャガイモが有名でございますし、三ヶ日町はもちろん温州ミカンの産地でございます。そのほか、チンゲンサイ、あるいはネギ、タマネギ、ガーベラ等の花卉、イチゴ、メロン、シイタケ、お茶、そういった工芸作物の一大産地でございます。また、細江町というところは、畳表のイグサの発祥の地でもあります。こうした観点から、地元の関係者といろいろ話をしているんですが、苦労して一生懸命手塩にかけて開発している種苗、それが、外国からの安価なコピー商品が入ってきて非常に困る、そういう声もございま

す。

今回、この種苗法の改正によって、例えば、中国から入ってくるイグサ、あるいは加工品としてのあん、韓国からのイチゴ、こういったものを何とか防げないかということ、大変いい改正だと思えますけれども、本場に、品種保護制度というのは十分であったというふうに私は考えておるわけでございます。

我が国は、これらの国に対して品種保護制度の充実を、単に水際で輸入を防ぐというだけではなく、私も実は外務省におりましたけれども、中国、韓国といった国に対して直接働きかけをして、何とかきちんとした品種保護制度を整備してくれないかと。例えばUPOV条約という、植物新品種保護国際条約というものがございまして、中国は、九一年条約に入っていないものですが、から、全品種が保護の対象になっていない、そういう状況でございます。韓国もその九一年条約に入ったばかりなので、まだその適用除外の期間があるということで、韓国についてもすべての品種が対象にならない。

すべての品種が対象にならないからといって何でもやっていいかということ、そうではないというふうに思いますので、こういった点については、きちんと外交ルートを通じて、我が国のために開発に取り組んでいる種苗業者あるいは農業者を守るようにしていただきたいというふうに思いますが、この点についての農林水産省の御見解を伺いたいというふうに思います。

○白須政府参考人 ただいまのお尋ねでございます。委員の御指摘のとおり、例えばアジア地域でも、このUPOV条約を締結しておりますのは、我が国のほかには中国、韓国、それからシンガポールがあるわけでございますが、ただ、締結しております中国、韓国につきましても、ただいま委員からもお話がございましたが、例えば中国では、小豆でありますとかインゲンマメ、あるいはイグサというものが保護対象になっておらない、あるいはまた、韓国ではイチゴといったもの

が保護対象となっており、例えば、中国で、そういった意味で、大変我が国の農家に対する悪影響というものもあるわけでございます。

したがって、お話しのとおり、やはり中国、韓国などアジア諸国において品種保護制度が十分であるというふうに言わざるを得ないというふうに私どもも認識をしております。

そこで、我が国といたしましては、お話しのとおり、やはり外務省ともしっかりと連携をいたしまして、一つには、やはりEPA交渉、そういった場を通じる働きかけ、あるいはまた、直接的に官民の合同ミッションといったものも派遣をいたしまして、この植物品種保護制度の整備でありますとかあるいは拡充、そういった働きかけも一方には行っております。

さらにはまた、このUPOV同盟への拠出金、こういったことも活用いたしまして、品種保護制度に關します研修あるいはセミナー、そういった形で、技術協力といったようなことを行いまして、中国、韓国を初めとしたアジア諸国における品種保護制度の一層の充実につきまして働きかけを行ってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○城内委員 今技術協力という話がありましたけれども、例えばJICAとかJBIICなどの機関を通じて、国際協力の場合でもぜひ実現していただくようにお願いしたいというふうに思うわけでございます。

中国というと、日本製オートバイのコピーとかCDの海賊版、こういったものが、WTOに加盟したにもかかわらず、まだまだ頻繁に出てきているということでございますが、これはやはり同じように、こういった工業製品だけではなくて農産物についても、きっちりと外交ルートを通じて、コピー商品、コピー種苗が出回らないように引き続き強く働きかけていただきたいというふうに思う次第でございます。

人の育種家、さらには各県、自治体のいろいろな種苗試験機関等があると思えますけれども、こういった機関、個人の方々が長年かけて開発、登録した新品種が、本場にただ同然で、無料でCDの海賊版のようにコピー増殖し、さらにはその過程を通じて質の悪い種苗となって市場に出回る、そういう事態は、本場に真剣に取り組んで、絶対阻止しなきゃいけないと私は思う次第であります。

我が国政府は、知的財産権を大事にしようということ、知財立国を宣言しているわけですから、工業製品だけではなく、農産物についてもこの点を非常に重視していただきたいというふうに思う次第でございます。

質の悪い種苗の輸入を水際で防ぐ、そしてまた良質な種苗の供給を確保するための対策としては具体的にどのようなものがあるのかということをお尋ねしたいと思えますが、聞くところによると、いわゆる品種保護対策官、何か通称品種保護Gメンというような係官がいらっしゃるというふうに聞きますけれども、こういった点も含めて、具体的な対策についてお尋ねしたいというふうに思います。

○白須政府参考人 ただいまの委員からのお話の、いわゆる質の悪い種苗の流通の防止あるいは良質な種苗の供給確保対策というお尋ねでございます。

やはり、そういったコピーの増殖、これはぜひとも防がなければならぬということはお話のとおりかというふうに考えております。

まさに種苗というものは、農林水産業におきましても最も基礎的な資材の一つでございます。しかしながら、外見では、これの品質あるいは品種の識別というものがなかなか困難であるというふうなことから、この点について考えております。したがって、私ども、種苗法に基づきまして、一つには、種苗の業者に対して、品種名などの表示あるいはまた生産の基準、こういったものの遵守を義務づけておるわけでございます。また、もう一つといたしましては、独立行政法人の種苗管

理センターというのがあるわけでございますが、これが流通段階の種苗を集取しまして、表示でありますとかあるいは発芽率、そういった品質に関する検査も実施をいたしておるわけでございまして、したがっていま、こういった形を通じまして、優良な種苗の流通を確保しておる。

また、一方には、増殖率が低くて病害に侵されやすい、例えばバレイシヨ、そういった作目もあるわけでございますが、こういったものはこの種苗管理センターが一元的に原原種を供給するといったような形で、健全な、無病な優良種苗の供給体制というものも整備しているわけでございます。

ただいままた委員からもお話がございました品種保護Gメン、これは種苗管理センターの方に今年度から設置をいたしているわけでございますが、まさに新しい品種を育成して品種登録を行われた方、育成者権者の権利侵害に対する円滑な権利行使の支援という形で置かせていただいているわけでございます。そういったことを通じまして、権利の保護あるいは支援対策というものもやっているわけでございます。

そういったものもろもろの施策の推進を通じまして、ただいまの委員のお話のようなそういう悪い種苗の流通防止、あるいは良質な種苗の供給の確保というものをやってみようというふうに考えている次第でございます。

○城内委員 ありがとうございます。

次の質問ですが、たしか二、三日前に日経新聞に、種苗管理センターあるいは材木育種センター等の機関を民間にも開放するというような記事がございました。

官から民への流れはありますが、独立行政法人種苗管理センターというものが民間の活力を入れることによって利益追求主義に走るのではないかと、これが若干心配なわけであります。国立大学も今は独立行政法人化して民間活力を入れているということはもう常識になっているんですけども、やはりこの種苗管理センターのような場合

は、今まで述べましたように、公的機関、公益性が非常に高いというふうに思いますので、できるだけその公的機能は維持していただきたいというふうに考えますけれども、こうした動きについての御見解を伺いたいというふうに思います。

○白須政府参考人 ただいまの種苗管理センターの関係でございます。

お話のとおり、これは、独立行政法人通則法に基づきまして、国民生活、それから社会経済の安定などの公共上の見地から確実な実施が必要だということで、平成十三年四月から独立行政法人としてやっているわけでございます。ただ、本年度でこの独立行政法人は中期目標の期間を終了するというところでございまして、現在、組織あるいは業務全般の検討を行っているわけでございまして、本年十二月までに、そのあり方につきましては政府として決定するということになっているわけでございます。

ただ、私もといたしましては、やはりこの種苗管理センターは、委員からもお話がございましたが、公的機関として実施しておる、こういった業務の役割あるいは重要性を十分に認識しているわけでございます。そういったところを十分に踏まえながら、今後そのあり方について検討を進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○城内委員 ぜひともよろしく願いたいと思います。

最後に、島村大臣にお尋ねしたいと思っております。こういった違法にコピーされた種苗が出回らないように、きちんと戦略的に、外務省等とも協力して、関係省庁とも協力して進めていただきたいと思います。新製品種の保護及び優良な種苗の供給のための今後の戦略というものについてお尋ねしたいと思います。

○島村国務大臣 種苗は農林水産業の最も基本的な資材でありまして、優良な新品種や健全な種苗の供給は農林水産業の発展に不可欠なものであります。このため、当省といたしましては、新品種

の育成者の権利を知的財産権として適切に保護するため、今回の種苗法改正を初め、新品種の保護の強化に取り組むとともに、種苗の表示規制や独立行政法人種苗管理センターなどによる検査によって種苗の適切な流通を確保していく考えであります。

特に、増殖率が低く、重大な病害に侵されやすい、例えば城内委員の地元の主産品であるバレイシヨなどの作物につきましては、独立行政法人種苗管理センターによりまして原原種の供給を行っているところでありますが、これらの施策の推進を通じて、新品種や優良な種苗を活用した産地振興を支援し、我が国農林水産業の競争力の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

城内委員は外交官として海外でも大変活躍した経験をお持ちですから、これからは、こういう外交の分野における我々の国家としての主張といえますが、権益の保持、これらについては、むしろ問題が起きているから対症療法として進めていくことが不可欠であります。ぜひそういう経験や知識を我々にも提供いただきたいと心から御期待を申し上げる次第であります。

○城内委員 大臣、ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○山岡委員長 次に、白保台一君。

○白保委員 森林組合法の一部改正案と種苗法の一部改正案についてあわせて質問をいたしますが、最初に、森林組合法の一部改正案についてお伺いをしたい、こういうふうに思います。

最初に、緑の雇用拡大と直接支払い制度についてお伺いをしたい、こういうふうに思うわけですね。

地球温暖化の対策としてさまざまな手法があります。森林によるところの温暖化ガス吸収源対策というのは最大の手法でありますと同時に、ノーネクタイ、この中で私が一番涼しいんじゃないかなと思いますけれども、こういう対策もあるわけ

であります。森林は、地球規模で見ると毎年千二百五十万ヘクタール以上が減少をしている、世界的に危機が叫ばれているところであります。この原因というのは、横行しているところの不法な伐採とか、あるいはまた不慮な商業伐採、こういったものに起因するというふうに言われておるわけでございます。

我が国の場合は、森林は二千五百十二万ヘクタールで、国土面積に対する比率が六七％、約七割を占める。我が国は世界有数の森林国、こういうふうに言えるのかもしれませんが、実際は、その森林の四割に当たる千三百六十六万ヘクタールの人工林は、間伐対策が進まないままに荒廃して危機的な状況にあるとも言われているわけであります。外材の輸入が急増する一方で、割の合わない林業に担い手が急激になくなってしまったからだ、こういうふうなことも言われるわけですが、その林業を活性化する上で森林組合法を改正することは非常に大事なことで、こういうふうにはまず思います。

農協が農業者の組合であるように、森林組合も、森林所有者だけの団体ではなくして、森林で働く者の団体になることが重要であり、組合が単に補助金の受け皿団体であるというのではなくて、総合的に森林管理を推進する組織体に転換をしていかなければならない、こういうふうによく指摘をされているところであります。

そこで、改正案とは別な話ですが、担い手を育成することが急務であることから、現在の造林補助制度などをよく検討して直接支払い制度へ転換するなど、抜本的な改革をやるのが大事じゃないか。それと合わせて緑の雇用拡大、これは非常に大事なことでございまして、緑の雇用拡大を目指す段階にきているんじゃないかな、こう思います。したがって、この問題については、島村農林水産大臣から御答弁をいただきたいと思っております。

○島村国務大臣 白保委員にお答え申し上げます。

す。
造林補助制度は、森林の有する公益的機能にかんがみ、森林所有者が行う造林、間伐などを促進するもので、森林整備の推進に重要な役割を担っているものであります。一方で、森林所有者のうちで主に林業所得に収入を依存している者はごく一部でありまして、また、生産活動に伴う所得も必ずしも毎年発生するとは限りませんので、林業については所得を補償する直接支払い制度はなじみにくい面があると考えております。したがって、造林補助制度にかえて直接支払い制度を導入することは、慎重に検討していく必要があると考えておるところであります。

また、緑の雇用担い手育成事業につきましては、平成十四年度の補正予算から九十五億の予算がつきまして、平成十五年度から実行に移されておりますが、林業の担い手を確保、育成するため、これらを実施しているところであります。平成十八年度以降の担い手育成対策につきましては、これまでの実施状況などを踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

なお、その御意見については我々も十分心にとめて、何らかの、林業を営む方々が将来に向かって希望を持って、また責任を持って森林の管理をしてくださるような環境づくりについては十分意を用いていきたい、こう考えておるところであります。

○白保委員 今回の法改正案では、政令で定める事業の員外利用規制の緩和が挙げられているわけですね。その中で木質バイオマス事業が挙げられているわけですが、具体的には、組合員以外の森林所有者の森林組合のペレット工場への原料搬入やペレットの利用販売などの事業について緩和されることになっていくんじゃないか、こういうふうに思います。木質バイオマスのエネルギー利用に弾みがついていくのではないかと思います。森林組合の事業展開にどういうふうにかこれ結びついていくのか、それをどう見込んでいるのかというのがまず一点であります。

その木質バイオマスの資源として、製材工場等の残材、建設発生木材が利用されているわけですが、林地残材が全く未利用ということは大きな損失であるわけでありまして、この木質バイオマスというのは温暖化対策に有効なエネルギーになっておりまして、フィンランドやスウェーデンなどではエネルギー需要の約二割を賄っている、こういうふうな言われております。欧州の各国でも積極的に木質バイオマスに取り組んでおりますので、どの国でも税制優遇措置等が導入されて促進されております。

そういう意味で、我が国ではこういったものに対する支援策、これはどういうふうな考えておられるのか、またやっておられるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○前田政府参考人 今先生がお話しございましたように、森林組合の方におきまして、現在、森林施業ですとか、あるいは木材加工、こういったことに伴いまして、小径木ですとか木くず、こういった林地残材などを燃料に使ったり、あるいは炭などに加工して利用販売するというような、木質バイオマス事業に取り組む組合が見られるところでございます。

これらの取り組みでございすけれども、これは同時に資源の有効利用、また間伐の促進にも資するということで、大変重要というように考えておりまして、森林組合によりますこういった事業の積極的な展開が期待されているところでございます。このため、今回、今お話しございましたけれども、こういった例えば木質バイオマス事業につきまして、員外利用制限を緩和いたしましてその推進を図っていくというふうなことを考えているわけでございます。例えば、こういった場合には、森林組合としても原材料の確保が容易になつてくる、また森林組合によります木質バイオマス事業の安定的な実施が図れる、またこれまで未利用でありました小径木、こういったものの有効活用にも資するというところで、森林組合によります森林施業の促進にも資するのではないかと

うように考えている次第でございす。

木質バイオマスによるエネルギー利用のお話でございすけれども、現に今、森林組合におきまして、十六基の木くず置き場をボイラーですとか二基のペレット製造施設、こういったものも稼働しているところでございます。長野県にいたしましては、木質バイオマスエネルギーの利用の促進を図るために、例えば木質バイオマスの発電施設あるいは熱供給施設、こういったものの整備に要する経費、あるいはペレット製造施設の整備、さらには林地残材の収集、運搬の効率化に資します機械の導入などにつきまして助成を行っているところでございますし、また、税制上の支援措置をいたしまして、木くず炊きボイラーを取得いたしました一年以内に事業の用に供した場合には、取得価格の三〇％の特別償却ができるというような特例措置、こういったものも講じられておるところでございす。

今後とも、森林組合におきまして木質バイオマスエネルギーの利用が進むように積極的に支援してまいりたいというように考えている次第でございす。

○白保委員 今回閣議決定されました食料・農業・農村基本計画、これで、地域のニーズに応じて、農業協同組合と森林組合、漁業協同組合との事業の共同化など、団体間の連携促進策を検討する、こういうふうになっておるわけでございす。農協と漁協との統合あるいは業務提携、これについては検討されているんだろうと思ひますけれども、この辺は現時点で基本的にとどのような考え方で進めておられるのか、お伺いしたいと思います。

○前田政府参考人 今御指摘のように、農協あるいは森林組合、漁協等のそういった協同組織につきましては、基本的には協同組合自体の要請がない限りなかなか統合は難しいというように考えているわけでございすけれども、今年三月に策定されました食料・農業・農村基本計画、これにおきまして、農業協同組合と森林組合、漁業協同組合

との事業の共同実施なども含め、団体間の連携を促進する方策について検討する。ということでは、関係団体を含めて、今後検討を進めてまいりたいというふうな考えております。

○白保委員 戦後、北海道と沖縄以外のほとんどの地域で、杉、ヒノキの人工造林が行われた。その結果、六十年たつと、北海道と沖縄以外はみんな花粉症がある。北海道と沖縄には花粉症がない。したがって、私のところは、春先はみんな花粉症の人は沖縄に観光で来ていたで、これはどういふことなのかと非常に思うんですが。

そういった意味で、これは個人消費の面にも大きな影響が出ておる、こういうふうな言われているんです。これは、外へ出ていくとかかるからということで余り外へ出ない、そういうことで、ある試算によれば個人消費七千五百四十九億円、こういうふうな言われるぐらい、個人消費面でも大きな影響がある。

したがって、北海道、沖縄以外、造林を進めてきた、そういった面でも、今度は花粉症に対する森林・林業の立場から対策を示すべきだ、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○前田政府参考人 私どももそういったことで、林業面からは、一つは品種改良、そういった中で、これまでに、花粉の量が一％以下と言われる非常に花粉の少ない品種、こういったものが百十二品種開発されてきておりまして、これにつきまして十一年度から苗木の供給を始めておるところでございすし、また、今後五年間で約六十万本を超える苗木の供給を見込んでおるところでございす。

さらに、ことし一月には、独立行政法人の林木育種センターにおきまして、花粉が全く出ないといったようなものが開発されましたところをございまして、これにつきましても今後普及に努めてまいりたいというように考えております。またさらに、都市近郊を中心に、雄花の量の多

い杉を優先して抜き切りするといった実証事業ですとか、間伐に当たっては雄花の多い木を優先的に間伐するというような形で、花粉症対策の推進に取り組んでいるところでございます。

なお、蛇足でございますが、北海道の方ではシラカバの花粉症がございますので、念のため。

○白保委員 さて、あと時間がありますので、種苗法の一部改正についても若干伺いたいと思います。

農業者の自家増殖についての関係なんですけれども、これは慣行的に行われているようなこともあるんですけど、今回の改正で育成者権の効力を拡大強化する場合、その効力の及ぶ植物、すなわち自家増殖が制限されるものはこれ、されないものはこれというふうに具体的に示して、関係者に周知徹底する必要があるんじゃないか。自家増殖での育成者権の効力についての基本的な考え方、これを伺いたいと思います。

○白須政府参考人 自家増殖についてのお尋ねでございます。

現行制度上は、農業者がみずからの経営の中で種苗として用いる自家増殖につきましては、原則としては育成者権者の許諾を必要としないということでございます。例外としてそういうものが必要なあれについては、具体的に二十三種類の栄養繁殖植物、これは今委員からの御指摘どおり、指定をいたしているわけでございます。

私も、基本的な考え方としては、やはり許諾についての農業者の認識の定着を図っていくかぬといかぬ、したがって、当面は許諾が必要となる植物を順次拡大していくわけでございますが、将来的には、自家増殖は原則として許諾を必要とするということを検討する必要があるということでございます。したがって、許諾の必要な植物を拡大する場合にも、委員からお話ございましたように、やはり関係者にはしっかりと周知徹底を図りまして、団体とも十分連携して行っていくまいというふうに考えている次第でございます。

○白保委員 育成者権の加工品への拡大について、これはDNAで品種識別技術が進んでいるけば、多くの加工品が識別可能になっていくんだろう、こう思います。

そこで、DNA品種識別技術が現在どのような開発状況にあるのか、将来の見通しはどうかという点と、それから、悪意のない加工流通業者が登録品種の収穫物を混入させた場合、過失処罰がないから刑事罰の対象になりませんが、税関で侵害物品だとかこういったことで認定されると没収とか廃棄になって、非常に大きな損害を受けるわけですね。したがって、こういったことを未然に防ぐために、品種保護制度の周知徹底は当然であります。加工原料用農産物の品種名の表示や登録品種であることを明示する統一マーク、こういったものが必要になってくるのではないかな、こう思います。この辺についてはいかがでしょうか。

○白須政府参考人 一点、DNAの品種識別技術の開発状況ということでございます。

これは現在、まさに加工品への拡大ということでございますが、インゲンマメ、あるいは小豆ではあんこ、あるいはイグサではござ、それから稲では米飯、あるいはお茶では製茶、これにつきましては既に実用化技術が開発されております。さらに、小麦粉、あるいはめん、コンニャク精粉、そういったもので実用化に向けて技術開発が進められておるということでございます。今後、できるだけ速やかに、私ども、品種識別技術が確立したのから整理するわけでございます。速やかに加工品の品目は拡大してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一点、今お話がございました、まさにやはりそういう加工流通業者による意図せざる育成者権の侵害、これを回避する必要があるわけでございます。そのためには、やはり必要な情報提供をすべきであるということでございます。あるいはまた、やはりそういう場合には統一のマークでございませうとかあるいは表示、こう

いったことも取り組んでまいりまして、加工流通業者の信頼を高める必要がある。あるいはまた、侵害物品の流通の可能性のある加工原料あるいは加工品に関する情報提供といったことも奨励をしてまいりまして、改正制度の円滑な導入を図ってまいりたいと考えております。次第でございます。

○白保委員 まだ続けたかったんですが、時間がなくなりましたので、これで終わります。

○山岡委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 民主党の黄川田徹であります。きょうは、森林組合法の一部改正に関連した事項につきまして、通告に従い、順次質問していきたいと思っております。

まず、森林整備と地球温暖化対策についてお尋ねいたします。

京都議定書がこの二月十六日に発効いたしました。CO₂等の地球温暖化ガス六割削減が義務づけられたわけであります。そのうち森林吸収源として期待される三・九％を達成するために、平成十八年から二十四年の七年度に年間約二千億円の総額一兆四千億円の追加事業費が必要になるわけでありまして、もしもこの事業費が確保されない場合には三・九％は確保されず、二・六％の削減効果にとどまる、こういう状況であります。環境省が環境税の導入等を積極的に推進しようとしておるところでありますけれども、これに対して、エネルギーを多数消費します運輸業界であるとか産業界の多くはこれまた猛烈に反対している、こういう現状だと思っております。

そこで最初に、この巨額な一兆四千億円もの財源確保、これをどうする見込みなのであるのか。農水大臣として、環境税の導入、これはどのように考えておられるわけですか。反対であるのか、あるいは賛成であるのか。そしてまた、農水省の予算、今年度は三兆円を割り込んだというふうな形でありまして、減少傾向にあるこの枠内の中で森林整備のやりくりをどのようにやっていくのか。この点、大臣にお尋ねいたします。

○島村国務大臣 森林が地球温暖化を防止する上で重要な役割を果たしていることは御高承のとおりでございますが、京都議定書では我が国の温室効果ガス削減目標六％のうち森林による吸収量として三・九％を計上することが認められておるところであります。この吸収量を確保するためには、農林水産省としては、当然に森林の整備を思い切って推進する必要性に迫られるわけであります。平成十四年に地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策を策定いたしました、健全な森林の整備あるいは保全、緑の雇用対策など、総合的な取り組みを進めておりますもの、まだまだ十分とは言いがたいというのが現状であります。

そして、現状の森林整備水準で今後とも推移した場合を想定いたしますと、森林による吸収量は三・九％に及ばず、恐らく二・六％程度に収まるのではないかと、こう見込まれておるところであります。

そこで、これは京都議定書の約束事も当然であります。これはこの地球上の生きとし生けるものがこれからも健全な生活をするための基本が温暖化防止ということでございまして、これはもつと大局的、長期的な視野に立つて、これをさらに進める必要がある。

ただでさえ税の負担というのは、この不況からようやく脱却しようという段階でありますから、大変なことは事実でありますけれども、これはお互いに生きていくための必要財源として必要なんだろう、私はそう考えておるところであります。

○黄川田委員 今の農林水産予算三兆円、これが拡大していくという状況はどうも見込めないような気がいたしますので、どうしても財源確保ということなんです。

政策課題として消費税というものがちよつとまないたのつておりまして、私自身は年金等の福祉目的税というふうな形であるべきだと思っておりますが、財源の部分で、消費税の一部をという、そういう思いは大臣にありますか。

また、個人的に私は、エネルギー対策として、

天然ガス等へシフトするような、そういう形の中でCO₂の削減という考え方もあると思っておるのであり、消費税の一部を確保したらどうかという、その部分に関しては、大臣どうでしょうか。

○島村国務大臣 消費税の一部からこれを拠出するというのは一つの考え方かもしれませんが、また同時に、消費税というのは極めて公平な税制、御自分が物を買ったそれに対して負担が伴う、これは極めて公平な税制だと私は思っているところであります。

さはさりながら、消費税に期待するものはいろいろ多うございまして、例えば医療費だ、あるいは年金だ、いろいろ不足分が起ると消費税、こういう考えが出来ますが、こういう安易な行き方だけでいいのだろうか。

例えば、石油業界が今担っている目的税といえ道路財源。こういったためのものを受益者からきちんと負担をしていただくという考え方があつてしかるべき、私はそう考えます。

そういう意味では、なるほど全国民が受益者には違いないんですが、特に道路その他の財源で受益をする方にはそのものを負担していただくということと同じように、この地球温暖化の防止のために、ある意味では、産業界で活躍しても、その一方で逆にCO₂の排出量が多い、あるいはそういうことをもたらせる業界については、それ相応の負担があつてしかるべきだ、こう考えます。

○黄川田委員 次に、森林吸収の効果についてちよつとお尋ねいたしたいと思ひます。

巨額の投資によりまして間伐等の森林整備を行つても、森林のCO₂吸収能力が向上しなければ、温暖化ガス三・九%の目標達成は不可能であるとの見解を唱える学識経験者あるいはまたNPOの団体もあるわけであり、これにつきまして林野庁の基本的見解をお尋ねいたしたいと思います。

○前田政府参考人 最初にまず申し上げなきゃならないのは、京都議定書におきますルールといった

しまして、CO₂吸収のカウントでございすけれども、これは一九九〇年以降にその必要な保育ですとか手入れ、こういったものがなされた森林におきます二酸化炭素の吸収固定量、これがカウントされるんだという国際ルールになつております。

そういったことで、林野庁といたしましては、先ほどから出る出ております三・九%の目標達成、そういったルールにのつとて何とか確保していききたいということで取り組んでいるところでございます。

なお、今お話がございましたように、間伐しても吸収量は出ないのではないかとといったような意見も一部にはございますけれども、独立行政法人の森林総合研究所におきまして、全国二十一カ所の試験地、ここにおきまして、過去二十年から十六年間にわたります調査データ、こういったものの比較分析を行つているところでございます。

その中で、やはり間伐を実施した森林の方が間伐を実施しない森林に比べて、CO₂の総吸収量は平均一六%増加するという研究報告がきつと出されておりました、間伐することによって森林の吸収力は科学的にも増加することによって理解しているところでございます。

○黄川田委員 御案内のとおり、手入れをした森林、これをカウントするというところでありますし、そしてまた、やはり樹齢二十年とか三十年の一番成長期にある部分ではCO₂の吸収が旺盛だということ。それから意外と、杉の木ですとか、かなり吸収するということも森林総合研究所からいろいろ出ていられるので、ただ黙つておいた森林、自然におけばいいというわけじゃなくて、しっかりと手入れをしていかなければカウントしてもらえないということであり、すので、しっかりとやっていただきたいと思つております。

次に、最近の木材の需給動向の変化についてお尋ねいたしたいと思つております。

最近、中国の木材需要拡大等の影響で国産材を輸出する、それが増大しているとか、あるいはいま

た、そういう状況の中でいろいろな需給構造に変化が生じておるのではないかと思つておりますが、これは中国の住宅建設ブーム等の一過性のものであるのか、そういう今の木材需給動向について林野庁の見解をお尋ねいたします。

○前田政府参考人 御指摘のように、最近、中国におきましては木材需要が非常に高まつてきているというような状況にございます。こういった中で、日本におきまして、例えば宮崎県から杉丸太、こういったものの輸出が行われるというようなことで、それまでは年間数百立方のオーダーだったわけであり、平成十五年には約五千立方メートルまで拡大しているというような状況にございまして、そういう意味では、こういった中国への木材輸出、積極的に取り組んでいくことが重要ではないかというふうに考えております。

中国の方では、所得の向上、あるいは北京オリンピックですとか万博、こういったものも控えている中で、建設ラッシュが起つていられるわけであり、それが、それに加えて、やはり中国経済全体が急速に発展している、そういった中で今後木材需要が引き続き増大していくのではないかと、いうように考えているわけでございます。

ちなみに、世界の木材貿易の中で我が国は世界第二位だったわけであり、先般、中国には抜かれたという状況になつておりました、世界全体の木材需給の中でも少し動きがはじまっているという状況ではないかというように認識している次第でございます。

○黄川田委員 国内材と輸入材の価格、これが対抗できるようになつた形になつていられる。あるいはまた、日本の輸入量の二倍以上ですか、中国の輸入量は。やはり、そういう動きの中でしっかりと林野庁もその動向をとらまえていただきたいと思つております。

次に、国産材、地域材の利用推進についてお尋ねいたしたいと思ひます。

平成十五年八月ですか、農水省は木材利用拡大行動計画を策定しておるようであり、すけれど

も、計画は作成したのだけれども、それはどうなつていのか、行動計画の概要と具体的な実施状況をまず初めに尋ねたいと思ひます。

○前田政府参考人 お話がございましたように、農林水産省といたしましては、平成十五年の八月、まず随より始めようということで、農林水産省みずから木材利用に積極的に取り組んでいくのだということ、農林水産省木材利用拡大行動計画、これを策定いたしまして、省を挙げて木材利用拡大に取り組んでいるところでございます。

この計画につきましては、原則木造、木質化、木製品化という考え方のもとで、我が省におきます公共土木工事における、例えば安全さく等はすべて木製にするとか、あるいは治山事業などにおきます工事費当たりの木材使用量を現状の二倍にする。あるいは補助対象事業施設のうち、農林漁業施設あるいは交流施設、こういったものはすべて木造とする。さらには、庁舎等の木造化ですとか内装の木質化、この推進を図る。それから、さらに、間伐材封筒ですとか、そういった事務用品、こういったものにも間伐材を使用したものを積極的に使用するというようなことで目標を定めているところでございます。

十五年の主な実施状況といたしましては、先ほど申し上げました公共工事により安全さく等につきまして、木造率は八八%。治山事業におきます木材使用量一・九倍。あるいは、補助施設の体験施設ですとか交流施設、この木造率は約八割弱。さらに、本省の課長、室長以上の事務機、この木製品化につきましては八割。間伐材封筒ですと百万枚使うというようなことで、着実にその推進に努めているところでございまして、今後ともこの一層の推進を図っていききたいというように考えている次第でございます。

○黄川田委員 林野庁長官の答弁で、まず随より始めようということですが、通告してありますけれども、島村農林水産大臣の御自宅は木造建築でしょうか。

○島村国務大臣 まさにどこもこれも木材でござ

います。
○黄川田委員 農林水産省の行動計画、さまざまお話がありましたけれども、むしろ国よりも地方自治体の方で、学校教育であるとか、あるいはまた体育館など、さまざま努力をして、具体が見えてくるわけでありまして、なかなか国のやっているところは見えにくいというところがすごくあるわけなのであります。

当農林水産委員会でも愛知万博へ行きまして、長久手の政府館を見てまいりましたけれども、少しわかりやすく、国がやっている実用的な建築物で、こういうものを木材で建てた、木材を活用したというところを重ねて、長官、具体例はあります。

○前田政府参考人 私どもといたしまして、みずから取り組んでいるわけですが、さらに関係省庁の連絡会議、こういったものを設けておりまして、各省庁とも連携をとりながら、それぞれの省庁でも木造を積極的に使っていただきたいということで取り組んでできているところでございます。

ちなみに、ちよつと特異な例かもしれませんが、これにきましては、天井ですとか床、こういったところには、ヒノキ、ケヤキ、こういったものを使用いたしておりますし、また林野庁の各地の森林管理署、あるいは森林事務所、これらにつきましてはすべて木造によりまして新築。それからあと、農林水産省所管の独立行政法人さけ・ます資源管理センターですとか、同じく独立行政法人の林木育種センター、こういったものの事務所におきまして木造化の推進が図られているところでございます。さらに、環境省関係では、自然公園のビジターセンター、これの木造化ですとか、国交省にならうかと思いますが、庁舎等の内装への木材の使用といったようなことで、国の施設におきまして木造化あるいは内装の木質化、こういったものの推進が図られているところでございます。

今後ともさらに、これにつきましては努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○黄川田委員 具体例をお話しいただきましたけれども、そしてまた我々も、政府に対して国産材を使えただけじゃなくて、みずから使っていくかなきゃならないと思っております。議員会館の改築あるいはまた議員の宿舎等、今建設ということでも議論されておるところであります。加えて、省庁連携もありますけれども、やはり国会の方でもしっかりと取り組んでいかなきゃいけないと思っております。

大臣、国会の方に、議員会館あるいは宿舎など、基本材としてはなかなか難しいかもしれませんが、内装材としてしっかりと使ってほしいというふうな申し入れなんかはどうなんでしょうか。

○島村国務大臣 今までの経過を見ますと、そこまで踏み込んでいくかどうかはわかりませんが、先ほどもありますように、今課長以上の机が八〇％以上木製であるというようなことを見ますと、かなり具体的なそういう判断が生まれているのではないかと思います。しかし、これといったいう段階はないわけですから、今後とも木材をもっと活用してもらうような方途を講じていきたい、こう考えます。

○黄川田委員 何かもう少し強い発言を欲しかったわけでありまして、であれば、むしろ委員会として、国の建築物には積極的に木材を使えという委員会決議もやってもらいたいぐらいなんではないかと思いますが、その点、理事会等で協議していただけたらと思うんですが、委員長、どうですか。

○山岡委員長 お申し出があれば検討させていただきます。

○黄川田委員 わかりました。それで、次に、時間も半分過ぎてしまいましたので、建築基準法の適用緩和につきまして、国土交通省にちよつとお尋ねいたしたいと思っております。国産材の利用、活用の中で、建築基準法の適用緩和、これがやはり求められております。例えば、

延べ面積が三千平米を超えると、柱とかはり等に耐火構造が求められる、また、三階以上の建築物で不特定多数の人が利用する場合、これまた同様に耐火構造が要求されるわけでありまして、もちろん耐震、耐火は大事であります。そのとおりなんでありまして、国産材の利用促進の観点から、さまざま技術革新も起きておりますので、データを積み重ねて、専門家による審議をこれまた重ねる中で、建築基準法の改正等も何らかの形でできないかと思っております。でありますけれども、その点、お尋ねいたします。

○和泉政府参考人 基本的にはおっしゃるとおりだと思いますが、基準法では、委員御案内のように、過去の市街地大火とか建築物火災の教訓を踏まえまして、今御指摘がございましたように、大規模な建築物が火災により倒壊すると隣接する建築物に延焼等を生じる危険性が高いことから、従来、延べ面積が三千平米を超える建築物の柱やはり、木造とすることは一律に禁止されておりました。また、御指摘のように、三階以上の階を不特定多数の人が利用する特殊建築物等については、避難安全の確保や倒壊防止の観点から、従来、その柱やはりを鉄筋コンクリート造などの耐火構造とすることとされておりました。

しかしながら、これらの建築物につきましては、その後の技術開発の進展を踏まえまして、平成十二年六月に施行された改正建築基準法により性能規定化され、木造であっても耐火性能を有するものであれば、延べ面積が三千平米を超えるものを建築したり、あるいは三階以上の特殊建築物を建築したりすることができるよう規定の整備はしました。その結果として、さまざまの技術開発の成果を踏まえまして、例えば延べ面積が三千平米を超える木造の体育館とかあるいは武道館とか、三階以上の階を集会場等とした木造の複合施設等が各地で建築されつつございます。

これらに加えて、枠組み壁工法による木造建築物について、大規模な実験等を行って、その試験結果を踏まえまして、耐火性能を確認し、耐

火構造の認定を取得することによって、四階建ての共同住宅等であってもこの枠組み壁工法による木造建築物で建築することが可能となっております。それらの実績も伸びつつございます。

国土交通省としまして、今後とも、林野庁とも十分連携をとって、木造に関する技術開発を推進することにより、必要な木造の性能を適切に評価することにより、建築物における木材の利用の拡大に努めてまいりたい、かように考えてございます。よろしく願います。

○黄川田委員 最近是不燃木材の開発等もできてまいりまして、建築基準法の不燃材料の認定も受けているものもあるようですので、引き続き検討していただきたいと思います。

それでは、森林組合法の一部改正に関連して、森林組合の経営合理化をちよつとお尋ねいたします。

平成十五年度末で、百六十五万人の組合員の出資による、そしてまた全国で九百七十組合があるわけでありまして、最初に、この森林組合の合併状況について、今現在、平成十五年で九百七十というところが、昨今の市町村の平成の大合併が進捗しております、これと関連づけまして、今後、この森林組合の合併はどうなっていくのであるか、お尋ねしたいと思っております。

○前田政府参考人 今お話がございましたように、平成十五年度末の森林組合数、九百七十組合ということでありまして、これは、十年前に比較いたしますと約六割というような状況で、着実に合併が進められているという状況でございます。ただ、依然として経営基盤が脆弱な組合も多いわけでございます。そういう意味では合併を進めていくことが必要ということで、森林組合の方におきましては、改革プランを策定いたしまして、これに基づきまして合併に取り組んでいるという状況でございます。

今お話がございました市町村合併との関係でございますけれども、これにつきましては、特に、組合合併を市町村合併に先行させてやっていくと

いうことについてはなかなか難しいというようなことを考える組合が多かったこともございまして、合併は十八組にとどまっております。十八組が合併して、六組合が設立と。

ただ、平成十六年度におきましては、市町村合併の趨勢が明らかになってきたというようなこともございまして、八十一組合が合併いたしました。二十三の合併組合が設立ということで、今後とも、こういった市町村合併の進展も契機としながら、さらに森林組合の合併の一層の推進を図られるように、私どももいたしまして、側面ながら支援していきたいというように考えている次第でございます。

○黄川田委員 森林組合、さまざまな課題を持って、そして合併なんです、合併したからといって本当に足腰が強くなるかというところが疑問を呈するところもあるわけであります。先ほど白保委員さんからもありましたけれども、四月の日経新聞ですか、農協、漁協、森林組合の統合といいますが、そういうところが出たら、次官も早速、事実無根だということで、要請もないのに検討していないという話でありますけれども。

先ほどは林野庁長官が御答弁いただきましたけれども、二十年あるいはまた三十年の将来を見据えて、あるいはまた見直した食料・農業・農村基本計画の中でも、やはり地域とか集落が生き残るためのさまざまな再編なり仕組みづくりをしていかないと、市町村合併だけがどんどん進んで、その地域の足腰が強くなる仕組みづくりもやっとなかなかいけません。もちろん、すぐに統合というわけではないと思いますが、踏み込んだ書き方もしておりますので、その点について、大臣から改めて農協、漁協、森林組合の合併の方向性についてお尋ねいたします。

○島村国務大臣 全国を見渡しますと、ほんの一部には、それぞれの連携をかなり密に持っているところはあるようではございますが、御指摘のような、例えば森林組合とかあるいは農協と漁協とか、これらの組合の連携というのはまだまだ密に

いつているとは言えない状況にあるように思われます。その意味で、森林組合、農協、漁協を取り巻く経営環境が一層厳しさを増しているわけでありますから、組合間の連携を強化する、これを促進することは極めて重要なことだと私自身も考えます。

そういう意味では、本年三月に決定された食料・農業・農村基本計画におきましても、「地域の関係者が一体となった取組を促進するため、地域のニーズに応じ、「団体間の連携を促進する方策について検討する」というようになっていくところでありまして、我々は、やはりこれらを促進することに努めて、お互いのよき、あるいはお互いに連携をすることのいよいよ強さといえるように、関係団体も今後十分に検討を進めていきたい、そう考えているところであります。

○黄川田委員 次に、ここに全国森林整備協会、四十一都道府県からの要望書があるわけなんです。ありますけれども、これは各都道府県の共通課題でありまして、今の林業を取り巻く環境が厳しいというところを正直に物語っていると思うんであります。

県有林事業あるいはまた林業公社、これらの事業は、本当に財政状況、経営状況が悪化しておるわけでありまして、償還金の財源確保、まだ伐期に達していないところがほとんどだということとで、本当に厳しい状況の中で努力しておるわけでありまして、これに対する政府としての支援制度、お尋ねしたいと思っております。

○前田政府参考人 お話にございました、都道府県あるいは林業公社によりまして、分取方式によりまして分取造林で造成されました森林、全国で今六十五万ヘクタールあります。そういう意味では、国土の中でも大変大きな役割を果たしているわけでございます。残念ながら、今お話にありましたように、取り巻く状況が大変厳しいというところで、経営状況は大変苦しい状況にあるわけでございます。

こうしたことから、私どもも、これまで都道府県有林事業、いわゆる県行造林であります。こういったものですか、あるいは林業公社が行います森林整備、あるいは経営の安定化のために、森林整備に對しまして高率の助成水準の適用、具体的には、例えば公社等が行います場合には、実質の補助率、国、県と合わせまして八五％から九〇％というような高率の補助、あるいは金融の優遇措置、例えば長伐期への施設転換、これによりまして低利への資金の借りかえ、そしてこの場合、無利子の活性化資金とのあわせ貸し、こういったことを行うことによりまして、三〇、四〇といった金利が〇・五から〇・六一に軽減というような措置もとっているところでございます。

また、さらには、管理運営費、こういったものにつきましても交付税措置が講じられているというふうな状況にございまして、今後とも、森林整備におきまします公社等の果たしている重要な役割、こういったものにかんがみまして、引き続き適切な支援を進めてまいりたいというように考えている次第でございます。

○黄川田委員 直接、ちよつと林野庁の部分ではないのでありますけれども、通告してないんですが、造林資金として農林漁業金融公庫から借りているものを繰り上げ償還したいということで、さまざま要望等々があつたりするわけでありますけれども、このうち、利息が三・五％を超える、三・五％は入らずに三・五％を超えるという任意繰り上げ償還は、林業公社のみの適用であります。これは、県有林の事業にも適用できるような改善はないのか。

あるいはまた、借り入れの中で、三・五％を超えるというふうになっているのは、逆に言うと、三・五％で借りている拡大造林の資金があると思うんです。ですから、この三・五％を超えるじゃないと、三・五％を含んだ三・五％以上の繰り上げ償還もできるみたいな形にならないのかというところでありますけれども、

あれなんです、またこれは農林漁業金融公庫の領分だと言えはそれとおりなんです、そういう部分も声高に出てくるぐらい、早く重い荷物を軽くしたい、あるいはまた林業公社も、一般会計といいますが、都道府県有林として引き継いで整備していくとか、こういうことまでも考えなきゃいけないと思うわけでありまして、この三・五％の部分、もしお答えできるのであれば、触れることができるのであれば、長官、御答弁いただけますか。

○前田政府参考人 ちよつと所管が私どもではないのでなかなかあれなんです。

この公庫の資金、繰り上げ償還にいたしまして、先生御案内のように、従来、繰り上げ償還を認めないといった中で、いろいろ、それぞれの林業公社からの強い要請、あるいは現下の取り巻く状況の中で、先般、公庫の方も三・五％を超えるものについては繰り上げ償還にに応じていくというところで決断したというふうな話をお聞きしております。今後のそういった状況の推移の中で、また、十分公庫の方とも機会を見つけて御相談していきたいというように考えております。

○黄川田委員 それでは、時間が残り少なくなりましたので、今度は公有林から民有林の方にちよつと視点を変えてお伺いしたいと思っております。

昭和三十年代以降、国策の拡大造林に沿って一生懸命頑張ってきた、そしてまた森林の多面的機能、あるいはまた公益的機能を維持するために汗をかいてきた林家の方々がおられるのでありますけれども、この造林資金等の償還上の問題点として、これらの貸付利率、最近では借り手が大部分なくなつておると思うのですが、二十年ぐらい前、三十年ぐらい前であるとか多かつたと思うのですが、当時の金利水準は、拡大造林で例えば三・五であるとか、再造林で六・五とか、そういう範囲なんだと思うのでありますけれども、この元金の償還、利息の支払いに遅延を生じているケースがあるのではないかと、こう思っております。わけなの

でありますけれども、その実態はどうなのか。それから、残高等もわかればお尋ねしたいのでありますけれども。

○前田政府参考人 今先生からお話がございましたように、農林漁業金融公庫の造林資金等の主な林業関係資金の貸付金残高でございますが、近年減少傾向にございまして、農林漁業金融公庫から聞いておりますところでは、平成十六年三月末で六千四百六億円というようにお聞きいたしております。

このような中で、元本あるいはその利息の支払い、これが六カ月以上滞っているという、いわゆる延滞貸付金残高、これも同様に減少傾向にあるわけですが、平成十六年三月末で三十一億円、貸付金残高全体に対します割合は〇・五％になつていくというように聞いております。

○黄川田委員 この民間への資金は、これは転貸を行っている森林組合、こういうところが借り受ける者の償還遅延のリスクを負うというようなこともあると思うわけでありまして、森林組合の財政状況が一層厳しくならなければいいな、こう思っておるわけでありまして。

また、一方、借り入れた資金を低利の借りかえ資金として利用可能な施設転換資金、これは制度上措置されておるわけでありまして、この資金は、自立できる林業経営体を育成する観点から、林業経営改善計画の認定を受けることが借り入れ条件とされておるところであります。私の地元は岩手県でありまして、岩手県の場合は、認定を受けられる者は人工林、杉ですかね、八十ヘクタール以上の所有者となつておりまして、零細な林家が多いわけでありまして、借り受け者のほとんどが施設転換資金を利用することが難しいというような状況になつておるわけでありまして。

ところで、各都道府県の認定指標といふことが、要件はどのようになっておるのでしょうか。○前田政府参考人 今お話にございました林業経営改善計画、これは、いわゆる林業経営基盤強化

法に基づきまして林業経営者が作成するものでありますけれども、農林水産大臣が定めました基本方針に即しまして都道府県が定めた基本構想に照らして適切なものである場合、都道府県知事がこれを認定するということなものでございます。

この改善計画の認定に当たりましては、改善計画で目標とする経営規模、これが県が基本構想の中で示した林業経営の指標に近い水準、これで結果的に所得水準など基本構想における目標が達成されるというように見込まれるときは、これを適切と判断して差し支えないわけでありまして、必ずしも指標として示されている経営規模が要件というところにはなつていないわけでございますけれども、お話にございました他の都道府県におきまして経営規模の指標につきましては、森林資源の状況ですとか経営の目標とする所得金額、こういったものに依りまして、中には岩手県より小さいものもございますけれども、杉人工林を専ら自己所有森林で経営する場合、おおむね百ヘクタール程度を指標としているものが大宗を占めているというように承知いたしております。

○黄川田委員 いずれ地球温暖化対策は、国だけ、あるいはまた自治体だけじゃなくて、民間の皆さんの力もかりていかなきゃいけないということとでありますので、所有規模にかかわらず支援できる、そういう仕組み等々もしつかりと考えていただきたいと思います。

最後にありますけれども、森林組合の転貸制度と債務保証についてちよつとお尋ねしたいと思ひます。

森林組合から林業者等に対する造林資金の貸し付けでありますけれども、これは農林漁業金融公庫などから転貸で行われております。しかしながら、最近では、森林組合の経営上、林業者への転貸はできるだけ慎重に行うよう指導していると聞いております。

そこで、まず森林組合の転貸制度、この仕組みをお尋ねいたします。○前田政府参考人 この転貸制度の仕組みでござ

いますけれども、これは、農林漁業金融公庫ですとか、あるいは農林中金、これが森林組合に資金を貸し付けまして、森林組合はその資金を森林所有者であります組合員に貸し付けるといふものでございます。

状況ですけれども、森林組合の転貸によりまして貸付残高、昭和五十八年度の約二千五百億円をピークに減少しております。平成十五年度には約二百五十億円というところで、五十八年度の十分の一になつていくところでございます。

また、貸し付けを受けた組合員の森林等が担保に供されまして組合員の返済に事故が生じた場合は、森林組合がこれを負担するということになつております。このため、森林組合が転貸業務を行う場合には、担保物件の適正な査定等、貸付金の厳正な管理ができる体制で取り組むように、森林組合系統による監査を通じた指導が行われているというように聞いております。

○黄川田委員 重ねてお尋ねいたします。

この農林漁業金融公庫から貸し付けられた造林資金及び林地取得資金は、私の住む岩手県の場合はその九割近くが森林組合から林業者に対する転貸で行われておるわけでありまして、これについて、独立行政法人の農林漁業信用基金の債務保証の対象となつてはおりません。また一方、農業とか水産関係の公庫資金においては、農協等の融資機関が転貸を行う場合に、各県の信用基金協会が行う債務保証について、農林漁業信用基金が保証債務を保険引き受けすることによって保証リスクをカバーしておるわけでありまして、

実質的に機関保証が受けられる仕組みになつておるわけでありまして、それに対して、林業の方はそういう仕組みがないわけでありまして、こういうような仕組みが講じられる方向性が必要だと思つておるわけでありまして、最後に御答弁をいただきます。

○前田政府参考人 今お話にございましたように、都道府県に信用基金協会を設置するに当たっては、地元の方でその債務保証に必要な基本

財産、これを相当額確保することが必要でござい

ます。

農業あるいは漁業の場合と同様に、債務保証を受ける県内の森林組合におきまして相当額の出資が必要ということになるわけでありまして、森林組合の現下の運営状況から見まして、森林組合がこうした出資を行うことはなかなか困難ではないかというように考えているところでございます。

このため、農業ですとか漁業のように、各県で、地元の方で信用基金協会を設置いたしまして債務保証を行うという仕組みにつきましては、林業の場合大変難しいのではないかとというように考えております。

なお、今お話にございました民間の金融機関から借り入れる場合、これにつきましては、独立行政法人農林漁業信用基金から債務保証を受けることが可能でありまして、こうした措置なども通じまして、林業経営に必要な資金が確保されるように、私どもも今後さらに努力してまいりたいというように考えている次第でございまして。

○黄川田委員 こういうこともあつて、農協、漁協、森林組合の統合等も視野に入れて、いろいろ考えてください。

時間でありまして、終わります。ありがとうございました。

○山岡委員長 次に、山内おさむ君。

○山内委員 民主党の山内おさむでございます。本日は、種苗法に関して質疑をさせていただきます。

この法案を審議するに当たつて、私も、地元とか、何カ所か意見交換をさせていただきまして。とにかく、五年とか十年の単位で研究したり実験をする。そして、新しい品種ができ上がつて、本当にうれしくなる。登録を申請する。そして、例えば自分の名字がその新しい品種に名前として冠される。それによつて、収入も、また金銭的に評価をされるし、それがまたその地域、あるいはその県、あるいは例えば西日本なら西日本地区でたくさん生産されて、また農業が、価値も含めて、

見直しを行ってもらえるということになれば、本
当にすばらしい仕組みだと思ふんですね。

ところが、一番最初に地元の皆さんから出たこ
とが、ちよつと時間がかかるといふんですね。認
定の申請をして、もう二年、三年、花とかは五年
ですか、も待たされる。その間にまた新しい花の
形とかが開發されたりして、五年目で認定され
てももう既に次のことをやっていかなくちやいけ
ないといふことで、そのあたり、もつと早めても
らうといふような仕組みがでないのかとまず聞
いてくれといふことなんですね。どうです
か。

(委員長退席、横崎委員長代理着席)

○大口大臣政務官 先生、知財立国といふこと
で、先生の御指摘は非常に現場の声がありまし
て、そのとおりであると思ふんですね。

品種の登録の審査に当たっては、願書等の書類
審査、これに加えて、実際にその植物を栽培して
その特性を調査する必要があることから、平成十
六年度で平均三・一年の審査期間を要してありま
す。これは、平成十二年度に平均三・九年であつ
たものを、審査官の増員、平成四年十名であるこ
ろを平成十六年二十二名と、データベースの整
備等によつて審査事務の効率化を進め、短縮して
きておるところでございます。

品種登録の出願件数も、平成二年に比べて平成
十六年は倍ぐらゐになつておりまして、このと
ころ一千三百件を超えるといふことで、件数も多
くなつてきているわけでございます。そういう点
で、さらに栽培試験や審査の一層の効率化によつ
て、平成二十二年度には平均二・五年まで短縮を
目指しているところでございます。

ちなみに、欧米各国の審査期間を見ますと、ア
メリカ合衆国で二年から三年、オーストラリアで
二年から三年といふことでございますけれども、
例えば花について言いますと、オランダが観賞用
の植物で一年とか、イギリスが全体で一年三カ月
から二年とか、EUで花卉一年から二年といふこ
とで、一年といふようなこともあるわけですね。

これは、各国との審査協力体制が確立しており
ますので、書類のみによる審査が多いといふこと
でございます。ただ、日本におきましては、やは
り植物の栽培をしてやるといふことで時間がか
かつておるといふことでございます。短縮に向け
て全力を挙げてまいりたいと思ひます。

○山内委員 これは地元の人が言つたといふこと
じゃないんですけれども、審査の期間が長引く原
因の一つには、例えば、その製品が当該地区だけ
じゃなくて、全国的にたくさんのお金を生んでく
るものとか、それから、日本の農業を救うぐ
らいのお金を生んでくれる新品種とか、そうい
うような登録申請の審査については順番を繰り上
げて早めていけるんじゃないか、だから、産地が小
さくて、これが育成者権登録されても、お金も余
り見込めないといふのは後回しにされているん
じゃないかといふ怨嗟の意見もあるんですが、そ
ういふことはないんでしょうか。

○大口大臣政務官 とにかく先願主義といふこと
でございます。出願をした順序によつてきちつ
とやっておりまして、それ以外の考慮といふのは
働いておりません。

種苗法上、先に登録出願された品種と明確に区
別されない品種は品種登録を受けることができな
いため、先に登録された品種の審査の結果が出る
までは後から出願された品種の審査結果が出され
ない、こういう場合もあります。ですから、きち
つと申請の順に、厳正にこれは対応している
といふことでございます。

○山内委員 それから、育成者権を侵害されたとい
ふことで損害賠償の請求ができるわけなんです
けれども、例えば、政務官も経験があると思ふん
ですが、特許訴訟類似の訴訟です。そうする
と、育成者権者が、自分の育成者権者としての新
品種登録と、それから、相手との異同とかを立証
したり、それをまた専門的な知識のない裁判官に
わかつてもらうといふことも随分大変だと思ふん
ですね。そうしていくうちにまた、訴訟になつて
も、長年かかってしまう。

例えば、去年、民間を含めていろいろなADR
をつくつてもいいといふような法案もできました
し、もう少し紛争解決を早めていくといふような
システムとか仕組みは、政府の方では考えて
おられないんでしょうか。

○白須政府参考人 ただいま委員からの、育成者
権侵害に当たつての損害賠償請求、そういった点
についてのADRの設立等々についてのお尋ねで
ございます。

こはもう委員の方が御専門で、大変恐縮でござ
いますけれども、まさに育成者権の利用でござ
いますとかあるいは侵害への対応、これは育成者
自身が行うことが基本だといふふうに考えており
ます。

ただ、御案内のとおり、やはり個人からの出願
が三割を占めるといふふうなことでございまし
て、今委員からのお話もございましたとおり、権
利主張を行う基盤がやはり弱い、そういう育成者
権者が多数おられるといふことも事実でございま
す。

そこで、私どもは、実は、ただいま委員からお
話もございました独自のそういったADRといふ
ことは設置をしておらないわけでございますが、
これまでも、そういった育成者権者の育成者権の
行使を支援していくという方向から、まず一つに
は、侵害の情報収集でございますとか、あるいは
啓発活動、こういった支援もいたしております。
あるいはまた民間団体におきまして権利関係のマ
ニユアルの作成、あるいはまた権利侵害に対しま
す相談窓口の設置といふことも実は行つてきてお
るわけでございます。

これに加えて、今般、より権利の侵害対策
を強化するといふ観点から、品種保護の対策官、
通称品種保護Gメンといふふうなところでござ
います。これを種苗管理センターにも設置をいたし
まして、権利侵害に關します相談でありますとかあ
るいは助言、こういうことも受け付けております
し、また、管理センターで、ただいまお話があつ
た立証のための品種の比較試験といふことも行つ

ているわけでございます。そういった意味で
は、侵害の事実の立証等も支援をしているわけ
でございます。そういったものを通じながら、私
どもとしては、育成者権者によります権利行使の
支援といふものに努めてまいりたいといふふう
に考えている次第でございます。

○山内委員 先ほど言われました中に、品種保護
Gメンのことを触れられたと思ふんですが、それ
も、省の若い方から聞くと、まだ四名ぐらいのよ
うでして、それで、一万何千ですか、二万ですか、
それぐらいの新品種についての保護を徹底してい
くといふのはなかなか大変だと思ふんですね。で
すから、人的に充実をしていくといふことにつ
いてどう考えておられるのかといふことが聞きたい
し。

それから、刑事罰が結構重くなつていますよ
ね。刑事罰を背景にそういう摘発をしていくとい
うことも必要だと思ふんですが、そのためには、
司法的な取り締まりといふか、そういう権限も必
要じゃないかと思ふんですが、どうでしょう
か。

○白須政府参考人 ただいまのまず一点、Gメン
の關係でございますが、実は私どもは、これまで
も、育成者権者の権利侵害に關しましては、Gメ
ンだけで今初めてそういうことができることにな
つたといふわけでは決つてございまして、一つに
は、そもそも権利侵害に關します相談窓口も
設置をいたしているわけでございます。そういう
こととか、あるいはまた都道府県によります侵害
情報の収集といったことにも支援を行つておる。

そういうことに加えて、今回、より侵害対
策を強化するといふ観点から、ただいまお話の、
まさに支援を専任で行う対策官といふことで、品
種保護Gメンを種苗管理センターに設置したとい
ふことでございまして、従来に増してきめ細か
な、あるいは機動的な対応ができるようになるの
ではないかといふふうな考えているわけございま
す。
そこで、四人では不十分ではないかとお話し

ございます。私どもは、今年度、この四月一日から設置をしたばかりでございますので、その点につきましては、やはり今後のGメンの活動状況でございますとか、あるいは設置の効果も見ながら、一方、種苗管理センター内での経営努力も行いながら対応してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

またもう一点、委員からお話ございました、強制捜査といった、そういう点についてのお話でございます。

私どもとしては、やはり品種保護Gメンの活動というのは、知的財産権であります育成者権の権利行使をあくまで支援するものであるというふうな位置づけでございます。これについて強制捜査という活動を行うということを予定しているということではないわけでございます。

○山内委員 それからもう一点は、青色発光ダイオードの事件が結構注目を浴びまして、特許とか育成者権ですね。組織とか、研究所の中で、ある一人の研究員が開発、発明したというような場合に、育成者権が組織である研究機関のものとなるのか、それとも個人のものとなるのかということも問題として押さえておかなければいけないと思うんですが、その点はどうなんですか。

○白須政府参考人 ただいまのお尋ねでございますが、研究者が使用者の設備を用いて育成するという場合のように、育成行為が職務の範囲に属する品種ということで職務育成品種というふうに言われておるわけでございますが、そういう場合には、種苗法上は、原則といたしまして、新品種を出願する地位というのは従業者である育成者に属する、つまりその研究者の方に原則としては属するというふうな位置づけになっているわけでございます。

しかしながら、種苗法上は、そういった職務育成品種につきまして、あらかじめ使用者の方が登録出願するというところを取り決めまして、取り決めるということを一応認めているわけでございまして、現実にはこの取り決めをしておる例がほと

んどであるというふうに理解をしておるわけでございます。したがって、そういう取り決めがあれば、それは使用者が登録出願をするというふうなことになるかというふうに考えているわけでございます。

○山内委員 ありがとうございます。

それで、一つ、DNAのことについても押さえておかなければいけない論点だと思うんですね。

先ほど我が党の法務部門会議の勉強会をやっていたんですけれども、そこで出た議論の一つに、女性が離婚してから再婚するまでの間に禁止期間を設けているんですね、民法が。なぜ設けているのかというと、女性が離婚した後子供を出産したときに、離婚前の夫の子供なのか、新しく結婚する人の子供なのかというのわからないからなんです。

ところが、今、親子鑑定をするときには、必ずと言っていいほどDNA鑑定をするんですね。政府府に座っておられる方は親子鑑定をされたことはないと思うんですが、お父さんとお母さんのほおの内側を綿棒でついでとります、それから赤ちゃんの口の裏側、口の中から体液をとってそれで鑑定するんですね。鑑定費用も結構安いんですよ。九九・九九%までの確率で出てくるものですか、今、親子鑑定という、ほとんど全部そうなっているはずですよ。

それから、最近の新聞記事に載っていましたけれども、警察庁が犯罪捜査をするのに、犯罪を過去に犯した人の指紋を今まで全部とっているわけですから、DNAもとっている、それに比べて犯罪捜査とか犯人捜しというのを速くできるようにしようという仕組みを採用するようですよ。つまり、DNAで識別すればとにかく速くて正確なものが出てくるという社会になってきていると思うんですね。

その点で、まだまだ、品種識別というのは見ただ目で判断するとか、そういうような話が横行しているんですけれども、DNAを採用しているところとか、研究開発をどんどん進めていこう、そして

データベースをしっかりと持っていて、日本ではこういう新品種登録があるんですよ、各国の皆さん、変なものをまた輸入したり輸出したりしないでくださいというように連携も含めて、政府の取り組みを伺っておきたいと思っております。

〔種苗委員長代理退席、委員長着席〕

○白須政府参考人 ただいまのDNAの関係でございます。

委員のお話のとおり、DNAの品種の識別の技術というものはこのところ急速に進展しておるといふふうに私も認識をしております。そこで、農林水産省の所管の独立行政法人でございます種苗管理センターでございますとか、あるいは農業・生物系の特産産業技術研究機構とか、食品総研といったようなところを中心といたしまして、その品種識別技術の開発が進められておるといふことでございます。その結果、収穫物につきましては、稲でございますとか小麦あるいはイチゴ、小豆、インゲンマメ、イグサ、桃、ナシ、リンゴ、シタケ、そういったものにつきます。ましては、識別の実用的な技術が既に開発をされているわけでございます。

また、加工品につきましては、インゲンマメあるいは小豆のあんこ、あるいはイグサではござい、稲ではいわゆるレトルトの米飯、お茶では製茶といったものにつきまして、既に実用的な技術が開発されているわけでございます。したがって、今回御提案をいたしております、加工品にもこの法律の効力を及ぼそうという場合の品目といたしまして、私も、こういった、技術が確立したものにございまして、順次政令指定をしていくというところでございまして、そういったものを早急に実用化いたしまして、政令指定でどんな法律の適用範囲を広げていきたい。

さらに、海外からの輸入も問題になっております。そういったものにございまして、イチゴなりインゲンマメ、小豆、イグサというものも実用化されておりますし、ただいま委員からお話ございました、そういったものを政令指定ということ

で、もちろん、公示いたしますれば、当然これは諸外国に対しても、そういうものが取り締まりの対象になるということも明確にわかるわけでございます。そういった意味でも、海外からの問題、あるいは国内における新品種の権利の保護ということにも資するといふふうに理解をいたしている次第でございます。

○山内委員 特に、加工品になるとか、加工品にまた手を加えて何か別なものにする、どんなそういう製品をつくっていくか、DNAだけが頼りになってくるわけですから、刑事罰の適用の範囲を拡大するという意味でも、やはりDNAの識別方法をしっかりと確立することは必要だと私も思っております。

今の刑事罰の問題ですけれども、これは、今回、刑事罰が仮に引き上げられたとしても、特許を侵害したという犯罪より法定刑が、我々の言葉で言うところの安いですね。それがどの辺に理由があるのか、知財立国を指すんだとしたら、特許の法定刑の五年も低いと私は思っております。特に韓国、具体的な名前を出していいのかわかりませんが、例え韓国なんかで、模倣品ですと銘打って売っているような店もあります。そういった輸入して莫大な利益を得ているやぐざんというものもあるわけですよ。

ですから、もっと、知財立国を指すんだとしたら今の倍ぐらゐの刑事罰を科す、そういうような、人の発明、発見については尊重する社会をつくっていく、そういう政策が必要だと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○岩永副大臣 先生のおっしゃるように、これからは加工品がDNAで識別されるということは大変大事なんです。例えば、今困っているのは、先ほど申し上げましたように、稲だとかインゲンマメだとかイグサだとか茶はいいんですが、小麦だとかコンニャクだとかイチゴの場合、小麦粉にしたりゆでめんにしたり、コンニャクを精粉にしたり、イチゴだとジャムにしたりしますと、粉碎

して細かくしているとか熱をかけているとか、そして、すりつぶして熱をかけDNAが切れてしまふというふうな、いろいろな問題があるので、こころをやりきちつと、品種識別技術というものを相当拡大していく研究がまだまだ私どもでは大事ではないか、このように思っております。

そして、罰の問題については局長が答弁します。

○山内委員 引き続きの検討をお願いしたいと思います。

鳥取県の園芸試験場では、県独自の事業として、年間五千枚のナシの葉の検体を調査して、人工授粉の必要性の有無や、果実の貯蔵性とDNAとの関係を調査しております。

農水省として、各県の特産ともいえるべき農産物について、知財立国として、新品種を活用した産地振興、これを積極的に支援すべきではないかと思うのですが、大臣、どうでしょうか。

○島村国務大臣 お答えを申し上げます。

近年、福岡県の育成したイチゴ品種「あまおう」や、あるいは熊本県の育成したイチゴ品種「ひのみどり」など、新品種を中心とした産地振興の取り組みが各地で見られていて、ところであります、国際的にも大変評価を受けているところですが、農林水産省としては、これら優良な新品種を適切に保護することにより、このような取り組みを支援し、我が国農業の競争力を強化してまいりたいと考えているところであります。

このため、本法案により、新品種の保護を強化するとともに、都道府県などによる権利侵害の情

報収集や、新品種の保護に関する啓発活動の促進、あるいは品種保護のGメンによる権利侵害の実態調査などによりまして、産地段階での新品種の保護を支援することとしております。

さらに、新品種の栽培技術を普及するための実証や、産地振興のための施設整備の支援により、産地の取り組みを促進してまいりたいと考えております。

○山内委員 また、同じ園芸試験場では、世界ス

イカ遺伝資源銀行として、栽培に力を入れておりますスイカの遺伝資源を全世界から収集しております。農水省として、世界からの遺伝子集めにつ

いてどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思

います。

○西川政府参考人 お答えをいたします。

遺伝資源、これは、作物育種の素材としての利用のほかに、近年のバイオテクノロジーの進歩により、遺伝子の機能解析の素材など、多様な用途への利用の重要性が高まっております。野生種を含め、さまざまな遺伝資源の収集、保存は我が国の農業や食品産業の今後の発展に必要不可欠なものであるというふうに認識しております。

そういうこともございまして、農林水産省では、国内、海外の遺伝資源の収集、保存、配布を総合的に進めるべく、関係省庁と連携をしております。けれども、これを昭和六十年から実施をしております。この取り組みによりまして、平成十六年度未現在で見ますと、植物で二十三万三千点、微生物で二万点、動物九千点、稲や蚕などのDNA二十六万八千点の遺伝資源を保存しているというところでございます。

今後とも、遺伝資源の収集と的確な保存、活用に向けてさらに努力をまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山内委員 今政府が、観光客にたくさん日本に来てもらいたいという、ビジット・ジャパンという企画を推進していますし、それからWTO、FTAが各国と締結をされていくということになると、随分人と物が日本に入ってくる。不心得者がいまして、日本から育成者権を侵害するものを海外に持ち出して、海外で大量につくって、また日本に入ってくる。そうすると、一番しつかりしていなければいけないのは水際対策だと思

うんです。

きょう財務省に來てもらっていますが、農水省と税関との連携とか、あるいは警察庁との情報を共有すること、それからチェック体制をどうしていくのか、そのためには税関での人材を確保して研修をさせなければいけませんし、その点について、省の対応を伺いたいと思います。

○倉田大臣政務官 お答え申し上げます。

育成者権の侵害物品についての水際取り締まりについての財務省の取り組みといいますか、そういう御質問でございました。

先ほど来お話が出ていますとおり、最終的にはDNA鑑定、こういうような手法によって鑑定をしていかなきゃならない。特に加工品というようなものとなりますと外形からはわかりませんので、当然そうした技術を習得していきませんと水際取り締まりもできない、こういう時代に入っておりますのでございまして、財務省の方として、DNAの分析技術習得等研修あるいは税関職員の分析、識別技術の向上に農水省等の協力を得ながら努めているところでございます。例えばイグサなんかにつきましては、十六年に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構等の協力を得まして習得している、こんなようなことでございます。

さらに、今国会で関税定率法が成立をいたしまして、税関長が必要に応じて農林水産大臣に意見を求めることができる、こんな制度も利用させていただいている。

もう一つは、警察との連携ということが御質問にございましたか。その辺について申し上げますと、警察庁との間で、例えば模倣品・海賊版対策情報連絡会議、こういうものを随時必要に応じて開く、こんなこともやっているわけでございます。

以上、お答えします。

○山内委員 外務省にもお尋ねしますけれども、水際対策をするよりも、当該輸出国での、育成者権を侵害するような輸出をさせない仕組みというのがあれば、それにこしたことはないです。日本では準備する必要はないわけですから。

育成者権については例がないとは聞いておりますけれども、模倣品とか海賊版というのが、シンガポールなどを經由して、中国から日本に結構来ているという事例もありませんし、そういう思いもあつて警察庁で先ほどのような仕組みを今研究されているところだと思

うんです。だから、

また、今回の改正案によりまして、さらに加工品段階での育成者権の侵害も罰則の対象とするというふうなことで、そういった意味では、徐々にではございますが、適用範囲を広げておるといふような努力もいたしているわけでございます。

委員からもお話がございました点につきまして、要すれば、罰金額のそれぞれの、例えば特許と比べても低いではないかというふうなお話、現在の罰金額をさらに引き上げるべきではないかというふうなお話でございます。

これにつきましては、もう委員の方がよく御承知でございますが、それぞれの法律のバランスと申しま

しょうか、ひとり育成者権だけの問題ではないというふうな私ども理解をいたしております。特許権でござい

ますと、あるいは実用新案権、他の知的財産権と共通した課題であろうというふうな考えているわけでございまして、それぞれの知的財産の法律がござい

ます。それぞれの相互間のバランス、あるいは他の経済法規との均衡といったようなことも踏まえながら、おっしゃると

○岸本委員　本當に、畑で草を刈るのと違って、間伐でも何でも、森林の中で、あの広大な面積の中で、そして足元の悪い中で作業をするというのは大変なことでございます。これに従事する人たちというのが本當に大変である。もちろん、木材価格や何やら、もうからないからやらない、この悪循環もあったのかもわかりませんが、

やはり、そういう大変な作業でありますし、この森林というのは、先ほども言われましたけれども、七〇%を占めている、こういう日本の国土を守るために、私はやはり、今まで国の政策というのがおろそかだったんじゃないかな、そんなことを思います。

ですから、林野庁の職員の方々でも、森林組合の皆さんでも、現場の皆さんでも、大変な思いをしてこまでやってこられてるんじゃないかな。ようやくここにたどり着いて、またやらないかなのやな、そんなふうになって、今こへ来て慌てているような状態じゃないかな、そんな思いをしております。

次ですけれども、木材価格についてお伺いをいたしたいと思います。

戦後六十年が経過して、戦後植林された人工林がちょうど伐期を迎え始めたというふうによく言われております。それに伴いまして、森林組合の事業も森林の造成から素材生産に移行していくことになるかと思っておりますが、国産材の価格が今日のような状況でございますから、伐採適齢期を迎えた人工林を前にして、これを切る人、携わる人に果たしてやる気がわいてくるのかな、そんなふうな疑問が生まれてきます。

前田長官にお尋ねしたいと思いますが、素材の生産と販売が一体となって初めて効果が生まれてくる、それから森林組合の活性化につながると思うのですが、木材販売事業の員外利用制限の撤廃という法改正を踏まえて、輸入材に負けない国産材の価格設定に政府はどのように取り組まれるのか。一方で、組合員の森林経営の指導のみに徹して、素材生産から製材加工までの一貫体制から手を引くべきであるという意見や、森林組合の持つ情報を開示して、民間の事業体に任せられた方がはるかに流通がスムーズになるのではないかという指摘もあるようですけれども、長官の御意見を伺いたいと思います。

（委員長退席、橋崎委員長代理着席）
○前田政府参考人 おっしゃられますように、木

材がきちつと利用されていくということになりますと、山の方から安定的に木が出てくる、それをまた製材工場の段階で安定的に製材し、そしてハウスメーカー等も含めてきちつと需要先の方に流れていく、やはりこの一貫した流れ、川上から川下までの流れ、これがきちんとしていないと、どこかで詰まってしまうとなかなかうまくいかない、そういう状況にあるのかというふうに思っています。

先ほど大臣の方からお話ございましたように、我が国の木材価格は、立ち木でございまして、杉あたりですと五十五年に對しましてそれこそ五分の一に落ちてしまふ、そういった形で、価格的には非常にきつい状態になっている。まして、そういった中ではコストの削減ですとか需要のきちつとした確保、こういったものを図りながら進めていくことが何よりも大事ではないかというふうに思っています。

そういった中で、外材と對抗していくためにも、いわば対抗し得るような価格で、品質、性能、こういったものの確かな製品を安定的に出していく、そういったことがぜひとも必要であると考えております。そういう意味で、員外利用、こういったものを活用しながら、森林組合に、例えば製材工場も員外利用という形で、准組合員で入っている、ただとか、あるいは、今回の森林組合法改正の中で、いわゆる販売事業につきまして、員外の方まで含めて森林組合の方が販売をしていくとか、そういったことを通じて、木材の供給そして製材、そういったものがスムーズに流れていく、そういったことが進んでいくことを期待いたしているわけでありまして。

ちなみに、昨年から私も、新たな流通・加工システムということで、山元の間伐材ですとか、あるいはB材と言われるそういった材、これを例えば森林組合の方が安定的に出していく、それを製材工場が受けとめて、集材材とか合板に加工していく、それを大手ハウスメーカーの方にダイレクトにつないでいくということで、非常に大

きな流れができてつあります。そういったものも踏まえながら、安定的な流通確保、こういったことの二層の推進に私どもとしても努めていきたい、そういうような思いがいたしておる次第であります。

○岸本委員 ぜび、とにかく外材に負けない国産材ということで、何とか御指導をいただきたい。先日、和歌山県の中辺路町という、今は合併しまして田辺市となりました、そこに、木を切つてきて、集材材だったですね、加工をすうつとして、地域の人が来てやつておるんですけれども、やはり販路もなかなかないし、価格の問題もあってだんだん人も減らしていかねばならない、補助金をもっともらえないかな、そんな感じがいたしました。これがなくなると大変なんだよというところでして、働いている人たちがその説明をしていただいた人は、地域がかすんでしまふんだというようなことを訴えておられました。

とにかく林野庁の方からも、長官の方からも指導をしていただいて、うまく活用できるようにお願いをしたいと思ひます。

次に、国有林、民有林を問わずして、日本の森林は荒廃しているという話は、どなたも異議を唱えないと思ひます。世界遺産に登録されているような大きな大自然の中の森林地帯は別として、人工林は人の手が入らないとどんどんどんどん荒廃していく。と同時に、森林組合も年々々々衰退をしていっている。

そこで、お尋ねをしたいのですが、長官の私的検討会である森林組合のあり方に関する検討会、十三年までだったんでしうか、この会ではどのようなことを問題として提起されたのか。それから、根幹的な改善策、これが提案されたのか。その内容と、検討会の提言を踏まえて長官はどのような施策を講じられるのか、お尋ねをいたします。

○前田政府参考人 私どもは平成十三年に森林組合のあり方に関する検討会、こういったことを開催させていただきました。現場の関係者も含めま

して、学識者の方々、そういったところから幅広く意見をお聞きしたわけでございますが、その中では、一つには、施策面におきます効率化ですとか、あるいは低コスト化、あるいは長期施業受託の推進、あるいは組織の合理化、常勤理事の設置など、森林組合系統により自主的な改革の必要性、こういったことが大きく提言されたところでございます。

こういった提言を受けまして、森林組合系統の方におかれましては、自立的な組織の確立ということを目指しまして、平成十五年度から平成十七年度を重点取り組み期間といたします森林組合改革プラン、これを策定いたしました。自主的な改革の取り組みを進めているところでございます。

林野庁といたしましては、このような森林組合改革プラン、この取り組みを促進しまして、自立的な経営、これが実現できるような森林組合の育成に努めていきたいというふうに考えております。このため、特に合併により経営基盤の強化ですとか、業務執行体制の充実強化、あるいは森林整備の取り組み強化、事業の効率化の推進といったことが図られますよう、必要な指導助言あるいはその助成を行っているところでございます。

さらに、今回の法改正におきましては、森林組合の機能あるいは組織基盤の強化といったような所要の改正、こういったものを図って、森林組合の今後の一層の経営基盤の安定等に資してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○岸本委員 市町村合併も進んで、いろいろな合併、組合も合併、いろいろやっていますけれども、私の近くでも営林署とか合併になって、結局、本当に地元の営林署とか森林組合というのはなくなつて、なかなか、届かないというんですか、目が届きにくくなつてきているんじゃないかな、人数も減らされて、せっかくこのような検討会、いろいろな御意見を、とにかく現場の声を聞いていただくようにお願いをしたいと思ひます。

今の検討会で議論を集約したいと思ひます。

レスリリースでは、各委員の方からの発言だと思ふんですが、幾つか発表されております。「森林組合は山村では認識されているが、都市部では何を行っているのか認識されていない。山持ちの財産保持組合という戦前のイメージから脱却できない。この際、森林組合は本来なにをすべきなのかというイメージが浮き彫りになる」という意見。それから「森林を森林組合だけで守るという考え方はおかしい。流域管理システムで示されているように民国含め、全ての関係者によって地域の森林管理を推進していくべき。そのためには、人材の育成が重要。また、手数料のみにより経営を維持している森林組合が多すぎる。」という意見が紹介をされております。既得権益に安住して、みずから創意工夫を行わないで、森林組合の本来の役割を見失っているのではないかと指摘だと思ひます。もう一度原点に返っていただいて、みずからの役割を再認識していただきたいと思ひます。

もちろん、立派な組合もあると思ひますし、木を見て森を語るつもりはありませんけれども、森林組合の再編と意識改革にどのように政府は取り組まれているのか、そして、その成果は上がっているとお考えなのか、改めて長官にお尋ねいたします。

○前田政府参考人 先ほど申し上げましたように、森林組合系統の方におかれましては、平成十四年に改革プラン、これを策定されました、合併ですとか、業務執行体制の充実強化、あるいはその事業の効率化、こういったものに自主的に取り組んでいるところでございます。林野庁といたしまして、こういった森林組合の合併におきまして企業組織再編税制によります税制特例の措置、こういったものに加えて、全森連によります合併の指導ですとか経営管理体制の強化につきまして支援を行っているところでございますけれども、今後とも、こういったものも通じながら、合併の促進に努めていきたいというふうに思っております。

また、積極的な事業展開を図る上で、やはり業務執行体制の充実強化はおつしやられますように大変重要だというふうに思ひます。そういった中で、監査機能の強化ですとか、常勤理事の設置、あるいは員外理事の導入といったことについても指導を行いますとともに、役員員に對します経営研修への助成、そういったことを通じまして、森林組合役員員の資質の向上、こういったことにつきましても支援していきたいというふうに考えている次第でございます。

○岸本委員 ぜひお願いをしたいと思ひます。

最後の質問でございますけれども、人材の育成という観点からお尋ねをいたします。

手前みそになりますけれども、私のふるさとの和歌山では、緑の雇用というところで、モデル県として、森林組合、各自治体、それから地域の住民の人たちが一体となって担い手対策に取り組んでおります。先月の十四日からですかね、三日間、民主党の方で森林環境政策議員懇談会というのがございます、現地視察をしていただいて、和歌山県の森林事業の担い手対策をいろいろと見ていただきました。

以前に、昨年だったですが、同じ中辺路町というところなんですけれども、小泉総理が来られました、そのとき総理が、和歌山方式でやれば過疎地域に人が来るようになるので拡充したい、和歌山発のモデルとして全国に発信するようにという激励を受けて、農林水産省と総務省から地方財政措置をいただいたということでありまして。これも、緊急雇用対策の事業の費用ですとか。二年ぐらいというたんですかね。その先がまたちよつとわからないような、そんな話をちよつと伺ったんですが、やはり継続的な財源の措置を含めて、何とかこれを全国的に広めていただきたいと願っております。

何よりも、森林組合の高齢化と離職者が新規担い手を上回っている現状でありますので、例えばですけれども、フリーターやニートの対策、森はいやしの空間でございますので、ニートの対策の一環としても緑の雇用制度を全国展開していただきたいな、そういうふうに思ひます。こういう制度がありますよと。私は、和歌山に住んでおりますので、緑の雇用といえば、ああとすぐわかりませんが、なかなか全国的にはそういうところまでいかないのかなという思ひもございまして。こういう制度があるということの広報活動に林野庁はどのように取り組んでおられるのか。ホームページ等で取り組んでおられることはわかつておりますが、やはりもつと目に見える形で広報活動が私は必要じゃないのかなと。また、ハローワークとの連帯などはどうなされているのか。広報活動について前田長官に、そして、地球温暖化対策の一環として、都市部の緑化事業に森林組合をリンクさせるというような案が首都選出の大臣におありでしたら、お伺いをしたいと思ひます。

○前田政府参考人 ちよつと事務的に、状況につきまして御説明申し上げたいと思ひます。お話にございましたように、緑の雇用対策につきましては、厚生労働省の行っております。そこでも半永年の緊急雇用対策、これを受けて、そこで半年なり一年間緊急雇用を行う。そういった方の中から、森林作業に従事していただけたら、こういった方につきましては、翌年の一年間、この緑の雇用対策事業によりまして研修等を行い、そして三年目からは森林組合等に本格就業というようなシステムで考えておるところでございます。

今お話のありましたのは、厚生労働省の緊急雇用、これが十六年度で一応終了するというところになります。そういう意味で、緑の雇用につきましては、その後、二年目対策として、十七年度につきましましては実施ということで今進んでいるところでございますが、十八年度以降どのようにしていくのか、これにつきましましては、これまでの実施状況、こういったものを踏まえながら、今後の担い手対策について検討していきたいというふうな状況にございます。

なお、広報の方につきましては、私どもも今まで、新聞ですとかあるいはインターネット、こう

いったことを通じましてそのPRに努めてきたわけですが、今後ともさらに一層のPRに努めていきたいといったようなことを考えている次第でございます。

○島村国務大臣 あなたの和歌山県は森林率七七％ですね。全国の森林率よりかなり高いわけですが、私も東京は三六％で、たしか下から五番目くらいだったと思ひますが、五番目とは格好いいんですけれども、同じような数値の中に並んでいるわけですね。

しかし、やはりそういうことが、例えば今ヒートアイランド現象などを生んだりなどいたしました、少なくとも、都市部といえども緑化対策というのは進めていかないと、むしろ、目に見えないといひますが、知らず知らず体が侵されるという意味でも好ましくないもので、私も、あくまで全国の緑化運動の一環として、これらに努力をしていかなければいけない、こう考えるところでありまして。

少なくとも、我が国は七割が山で覆われる地域でありますから、必要不可欠なのはこの緑でありまして、和歌山県に見習って、我々もさらにこの緑化を進めるといふことは当然のことでございます。

そういう意味で、農林水産省といたしましては、関係省庁とともに緑化推進連絡会議に参加をし、私もその議長を務めておるわけであります。緑化功労者の表彰や緑化行事に対する普及啓発を推進して、さらに、この運動に皆さんが興味を持ち、かつ、いろいろな努力をしていただくように、そして同時に、都会の生活者といえども、暇があったら、健康増進の意味合いもありますから、まさに、仕事としてでなくて、レクリエーションとして山へ入って、林業関係者とお互いに交流を深める中何らかの貢献をするという環境をつくっていくことが大事である。我々は、今その認識に立つて施策を考え、策定中でございます。いずれにしても、これは大事なことでござい

すので、ぜひ和歌山県に見習いたい、こう思う次第でございます。

○岸本委員 緑の雇用についてももっととつとアピールをしていただきたい、そして、恒久的な施策に、また全国的な規模に展開をしていただきたいと思ひます。

大臣にも伺ひましたけれども、私は、週末に和歌山へ行つて、こちへ上京してきますと、和歌山も確かに暑いんですけど、町のビルの中の暑さというのは、暑さになれている私でも耐えがたいぐらい、もう大変暑さを感じる。やはりこれも緑化の何かをしていかなければならないのかな、そんなことを感じております。

最後に、余談ですけども、先ほどお話がありましたけれども、国産材の需要の拡大のためにも、新しく建てられる議員会館にぜひ国産材をふんだんに利用していただいて、使つていただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○橋崎委員長代理 次に、松木謙公君。

○松木委員 閣下民主党を代表して、質問させていただきます。

まず、私は種苗法のことを中心に質問させていただきますけれども、その前に、ちよつと違うところを質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、全農の問題についてなんですけれども、六月六日に、JA全農あきたの米横流し問題で、前県の本部長二人を背任容疑で秋田県警に刑事告発をしたというニュースが入ってきました。

前回も、この場で質問させていただいた際に指摘をさせていただいたことなんですけれども、親会社である全農本部とその子会社がいわゆる同じ意思のもとに運営されているような場合に、コメ価格セクターにおける双方の取引を認めるのが適当かどうかということにつきまして、必要な見直しを行つていくべきであるというふうに思つております、そういう答弁が確かあったはずなん

ですけれども、ここで、お聞きをします。まず、刑事告発に関する事実関係についてお聞かせをいただきたい。

○朝比奈政府参考人 お答えいたします。

当省が行つた検査によりまして、全農秋田県本部が管理している共同計算米を全農の子会社であるパールライス秋田に横流しし、同社はその転売代金をもつて赤字の穴埋めを行つていたことが判明したところでございます。

このような行為は刑法二百四十七条の背任罪に該当する疑いがあることから、当時の全農秋田県本部及びパールライス秋田の関係者を、秋田県警に対して、先般、六月六日、告発したものでございます。

また、今回告発の対象としていない者につきましては、事実関係や法律上の問題点などについて引き続き検討を行つていくところでございます。

なお、独占禁止法違反につきましては、公正取引委員会と連絡をとりつつ検討してまいりましたが、カルテルや優越的地位の乱用といった典型的な事例とは異なるため、同法の適用はなじまないと考えております。

○松木委員 新聞にも出ていたことだと思ふんですけれども、それ以降に、何か新しい事実というのかな、そういうのがわかつた部分でもありません。特にないんですか。

○朝比奈政府参考人 既に司直の手にゆだねている事柄でございますので、詳細についてはコメントを差し控えていただきますと思います。

○松木委員 はい、では、それで結構です。

ここで、前回の話で、コメントというか答弁もいただいているんですけれども、親会社と子会社、同じ社長、これはまずいんじゃないかという話があつたわけなんですけれども、そのときに、二カ所そういうところがあるということで答弁があつたはずなんですけれども、これが青森と庄内、この二つだつたわけなんですけれども、以後、この二つはどうなったのか、教えていただきたいと思ひます。

○村上政府参考人 お答えいたします。

コメ価格セクターにおきましては、今委員御指摘の問題を含めまして、取引ルールの改正について検討を行つてきたわけでございますけれども、その改正を六月中に緊急に行うということで、セクターの検討グループに農林水産省の方からも正規のメンバーとして参画をいたしまして、鋭意検討を進めてきたところでございます。

その中で、御指摘のような全農本部の部長がその子会社である米卸会社の社長を兼職している場合について、両者間の基本取引における入札取引を認めないということにしたところでございます。

お尋ねの青森それから庄内でございますけれども、それぞれのパールライスあもりと庄内パールライスの社長については、次回のセクター入札の日程との関係も念頭に、いずれも六月中に全農青森県本部長及び全農庄内本部長との兼職を解消する方向で具体的な調整が行われていると聞いています。

いずれにしても、中立かつ公正な形で六月以降の入札が行われるように、適切にセクターを含めた関係者を指導していきたいというふうに思つております。

○松木委員 それでは、六月中にもう今の形が解消されるということでしょうか。六月の何日にそれは決まるのかな。

○村上政府参考人 今御答弁申し上げましたとおり、いずれも六月中に兼職を解消する方向で具体的な調整が行われているというふうに聞いております。六月二十二日と二十四日にセクターの基本取引が行われるということになっておりますので、そういう日程を念頭に置いて調整が行われているものと承知いたしております。

○松木委員 わかりました。

それでは、それが確定したら、ぜひ後で教えていただきたいなというふうに思つております。あわせて、全農のあり方を検討する経済事業改革チームが四月二十二日に開催されて以降、

合計で四回の会議が内密に進んでいるようでございますけれども、その進捗状況というんでしょうか、それを教えていただきたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 経済事業改革チーム、島村農林水産大臣から、経済事業を点検、検証して、そのあるべき姿を明らかにすべきと、こういうことで発足をしたわけでございます。

私ども、このチームにおきまして、三つ、一つは、モラルの高い組織倫理というものをどのように確立して普及させるかという点、二つ目は、強力な統治、ガバナンスですけれども、こういうものが発揮可能な仕組みというものをどのように構築していくかという点、そして最後に、これは一番大事なわけでございますけれども、組合員農家がメリットを感じるような経済事業のあり方、事業運営体制というものをどのように改革していくか、この三つをポイントに検討をしております。その中には、私どもが講じております生産、流通関係施策、あるいは指導監督のあり方といったものを含むところでございます。

過去四回やりまして、本日もあすも開催する予定でございます。私ども、これは岩永副大臣を座長としております。これから今後のあり方を御相談申し上げるわけでございますけれども、余り議論が拡散してもというふうに思つておりまして、近々、論点整理を兼ねまして検討方向といったものが取りまとめることができたというふうに考えているところでございます。

○松木委員 今三つ挙げてくれたんですけれども、組合員農家がメリットを感じるというのは、もうちよつと具体的に教えていただきたいんですけれども。

（橋崎委員長代理退席、委員長着席）

○須賀田政府参考人 全農が担当しております経済事業、これは現場の農家の方から、その農協から買入資材が必ずしも安くはないではないかという点、それから、特に担い手の方々から、担い手特有の大口割引とかそういうのがないんじゃないかということ、特に、昔三段階を二段階にして、

それが現実ですからね。副大臣、竹中さんによく伝えてくださいよ。まあまあ、わかっていと思うけれども。

しかし、例えば、では、合併したから、そこでそれで金融機関があることになるよと言いますけれども、それは合併して縮まるわけじゃないんだから、それはもうすぐ遠くまで行かないかならないところなんというのは絶対出てきますよ。だから、そんなことは余り意味がないんじゃないかなと僕は思いますよ。利便性がもうめっちゃくちゃですよ。

私の選挙区でいえば、北海道十二区なんというのはほとんど人が住んでいないんですから。四国と同じだけの広さがあるんですよ。そこで人が住んでいないと言っても人は住んでいて、私は当選もしているわけですけども、本当にもう大変なことなんですよ、地方にとっては。これはもう早くやめた方がいいというふうには私は思っているんですよ。

これはやはり副大臣の選挙区だって、今はコストリカで比例のようですけども、もともと栃木二区ですよ。栃木二区の人に怒られますよ、本当に。これはやはり何とか、大臣、副大臣もそんなに賛成していかないでしょう、本当は。どうです。

○西川副大臣 内閣の方針でございますので、この法案を成立させるように最大限の努力を今しております。

○松木委員 内閣の方針だけでも、個人的には嫌なんです、多分、そういう言い方をするといいのは。でも、それは頑張った方がいいですよ。私は余りやり過ぎて役職を首になった男ですけれども、民主党の中で、そのぐらい頑張ってくださいよ。これはやはり国民のためですよ、本当に。五百幾つなくなるんだから。

そして、農協、漁協があると言うけれども、そこだって四分の一しか使えないんですよ。あとはだめなんですよ。それは知っていますか、副大臣。○西川副大臣 いろいろお話を伺いましたが、私

どもは、過疎地は特別に対応して、全国あまねく利用されること、こういうことを基準に設置をしていくということ、今御心配をされた点につきまして、しっかりと過疎地の郵便局を守っていく、こういうことで法案をつくっております。

○松木委員 何年守るんですか。

○西川副大臣 これは国際郵便条約等もございまして、郵便の必要性というのはだれも認めておりますので、私どもは、将来にわたって郵便局の設置についてはしっかりと守っていききたい、こう考えております。

○松木委員 株式会社になるんですからね。そう言うものの、私の選挙区なんかもうすごいんですよ、国鉄が民営化になったときにほとんどなくなっちゃいます、紋別市というのがあんなにすげえけれども、ここだって、市でありながら駅がないんですからね。もう駅は全部公園です、今。そういうふうにならないように、副大臣は多分郵政民営化は本当は心の中では反対しているというふうにして……(発言する者あり)顔に書いていますよ、絶対。ぜひそういうことで努力をしていただきたい、そう思います。

それでは、残り五分で、本題の種苗法に入らせていただきます。

本題であります種苗法について少し話をさせていただきます。

我が国における知的財産権について、議論は二〇〇二年の二月に小泉さんの施政方針演説で触れられ、三月に知的財産戦略会議が発足し、七月に知的財産戦略大綱、十一月に知的財産基本法が成立するという流れの中で、国益である知的財産についての重要性が認識され、政府を挙げての取り組みが進められているわけです。当然のことながら、種苗法に基づく育成者権は、品種登録された植物の新品種を業として独占的に利用する権利であり、知的財産基本法においても知的財産権の一つとして位置づけられているわけです。

そのような中で、今回の改正の意義と、そしてこれだけの効果があるというものをちよっとお聞

かせいただければありがたい。

○大口大臣政務官 先生御紹介いただきましたように、この知財立国、そして戦略的に政府を挙げてやっていく、その一環といたしまして、植物の品種は重要な知的財産である、その適切な保護によって、新品種を活用した産地振興を支援し、我が国農業の競争力の強化を図っていく必要があるわけでございます。

しかしながら、近年、不法に海外に持ち出された新品種の種苗から生産された農産物が我が国に逆輸入されるなど、新品種の権利の侵害によって産地に重大な影響を及ぼすおそれが生じております。さらに、最近、育成者権を侵害した農産物が海外で、これは小豆とかあるいはインゲンマメ、あるいはイグサ等でございますが、これがあんなに加工され、育成者権の及ばない加工品として脱法的に我が国に輸入される、そういうおそれが強くなってきたおそれがございます。

このようなことから、育成者権、これを強化していくということ、今回の改正で、加工品に育成者権を及ぼすことによって脱法的な輸入に対処し、育成者権の侵害に対する罰則を強化した平成十五年の改正と相まって、十全な新品種の保護を図り、新品種を核とした産地振興を支援することとしております。

また、あわせて育成者権の存続期間、これも、やはり新品種について開発していくに当たって時間がかかりますから、そういうことからいきますと、果樹等の永年性植物、これは二十五年から三十年、その他の植物、二十年から二十五年へ存続期間を延長し、育成者の権利を確保して新品種開発のさらなる振興を図ることとしております。

○松木委員 今回の種苗法、これで大体このたぐいのことは完成ということではないんです、いろいろなことがきつちりできると。

○白須政府参考人 ただいまのお尋ねでございますが、お話しのとおり、今回の改正で加工品にまで効果が及ぶというふうな形の改正を行いますれば、あとは、加工品のDNA鑑定ができる品目

というものがまだまだ限られておりますので、これを早急に拡大していくということで、相当なレベル、世界的に見ましても大変高いレベルでの育成者権の保護ということが行われるのではないかと考えている次第でございます。

○松木委員 農林水産省、一生懸命頑張つて本当にいい法案をつくったんじゃないかなというふうに思います。

その中で、現実的に物を物にするためには、Gメンというのがいるんですね、どうやら。このGメンというのが何か四人ぐらいじゃないかなという話を聞いております。これは、四人で国内から国外から全部見ちゃうというのはいくらも厳しくないんじゃないかな。であれば、やはり将来的には二十人あるいは三十人も必要なのかな、そんな気がしますが、それでも、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○白須政府参考人 決してこれはGメンだけで育成者権の保護ということ、支援ということをやるわけではございません。従来から本省の種苗課を中心といたします相談窓口もございます。あるいはまた、種苗管理センターというところでも支援をいたしておりますので、それをさらに機動的にやるということで、今回、今年度から専任の者を四人置いたわけでございます。

今のお話でございますが、Gメン、今年度、この四月から置いたばかりでございますので、やはり今後のGメンの活動状況あるいは設置の効果というものも十分踏まえまして、私どもとしても活動の充実というものを図ってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○松木委員 多分足りなくなるんでしょう。だから、ぜひ、足りなくなつたときはふやす、それはそれで大切なことだと思いますので、違うところを減らせばいいわけですから、相対的に人の移動をさせればいいというふうな思っております。ただ、独立行政法人だからそれがちよっと難しいという部分もあるようですけれども、それはよく検討して、現実にはやはり農家の人たちのプラ

スになる、あるいは特許を持っている方がプラスになることを考えていただきたいなというふうに思っております。

この間テレビを見ていたら、イチゴのことをやっていました、そこで、名前をちよつと忘れたんですけれども、上の方が何かびゅつと広がったようなイチゴをつくったおじいちゃまがいます、そのおじいちゃんイチゴが、韓国でどんどんどんどんつくられていっちゃっているという、そういうのを見ますと、何か御自身ですごく時間をかけてつくったみたい、それが勝手に使われるのを見るとやはりかわいそうですね。ぜひそういうことも皆さん方頭に入れて、これからこの種苗法、しっかりつくっていただきたい。

そしてまた、技術革新があればもつともつとそれを広げることもできるわけですね。それは政令でやっていくわけでしょう。ぜひそういうことをきつちりやっていていただきたいと思います。

それでは、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山岡委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時開議

○山田委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

まず冒頭、先ほどの山内委員に対する岩永副大臣の答弁、ちょっと私、確認をしたいんですけども、DNAで加工品を識別するというときに、熱をかけたすりつぶすとDNAがそれで切れてしまうやの発言をされたんですけども、RNAは切れるんですが、DNAは切れない、熱を加えてもPCRをかけられる、もちろん破壊を防止する酵素を入れるんですけども、そのように認識をしております、それだけで私は切れると思わな

○岩永副大臣　いんですが、それについての答弁、修正があれば。すりつぶしたり熱をかけたり粉碎

したりしますと、細かくなっちゃうわけですね。そうすると、DNAの範囲が見つけにくい、こういうふうなことを答弁したつもりなのですが……（岡本（充）委員「切れてしまっているわけですね」と呼ぶ）いや、細かくすると、今度はそこへ熱をかけたなりなんかすると、DNAが見つけにくい、こういう意味のことでございましたので、ほかものが切れてしまうと、物体が切れてしまうと、DNAが見つけにくい、こういう意味に解釈していただきたいと思うんですが。——専門家、いるかな。具体的に答弁させますので。

○岡本(充委員) 今、この中にいるのは私だけのようですから、専門家は。言わせていただくと、切れますよ。切れても、プロローベがあつて、どの部分をセレクションするかということはできるわけで、顕微鏡で探すわけではありません。そういう意味では、識別することは可能でなし、もちろん熱によってDNAの破壊は若干あるにはあるんですけども、RNAに比べて大変強いという習性を持っているということをあわせてお話をさせていただいて、見つけるのも、プロローベをつければ、PCRのタグをつつけるということですから、できるということ、またあわせて、今後ぜひまた聞いていただければと思います。

もし可能であれば、後ほど修正をお願いします。

○岩永副大臣　先生の御意図のとおりだと思いますが、このことについては、もう一度、私の方も勉強しておきます。

ただ小麦だとかコンニャクだとかイチゴがこれから加工品のDNA分析を進めていく、だから、そういう部分で困難性があるのでなかなか大変だ、こういうことでございますので、これは、どういように進めていくかというようなことが一つの大きな課題である、このように思っております。

○岡本(充)委員　それでは、この質問はここまで

にして、おいて、またぜひ、鋭意検討を求めていきます。

さて、森林組合法の改正でございますけれども、まずは、これまで再三議論になってまいりましたが、たくさん質問したいものですから、端的にお答えをいただきたいということをお願いして、きょうは、まず木材の価格からいきなりたいと思つています。

木材の価格、平成十六年のデータ、これは農林水産省の木材価格、日刊木材新聞などからの提供でありますけれども、平成十六年の例えば杉中丸太、直径が大体十四から二十一センチ、長さが三・六五から四メートルの杉の中丸太、一万三千五百円、これが杉の角材になると、十・五センチ角、長さ三メートルで四万二千七百円になる。

考えますと、後で考えていただくとうわかるんですが、円形の直径が十四センチあれば、理論上は十センチ角の製材がとれるわけですね。ちようど正方形がとれる。そういう意味でいうと、ほぼ同

じものが、一万三千五百円の丸太が、角材になると四万二千七百円になる。この格差が、実際立ち木は安いだけけれども、アンケートをとると、国民のアンケートの中、これは日本木材総合情報センター、こちらの方から、「木造住宅の選定等に関する女性の意識調査」こういうものがありまして、これによると、木材価格に対する認識不足から、七割の者が木造住宅の建設費に占める木材価格の割合について実際よりも高くとらえており、さらに木材の価格を高いと考える消費者がいるというアンケート調査につながっていると思っています。

製材価格で見ると、外材、例えばアメリカから来る米ツガ、これらの角材がほぼ同じ製材で五万二千七百円、そしてまたホワイトウッド、こちらの方については五万二千元、そして最終的にできる日本の杉の角材、乾燥材が五万五千九百円。確かに日本の角材が一番高くなってしまうている、途中で価格が逆転する、この構造の中に、なぜこの一万三千五百円の丸太が角材にする段階で四万二

千七百円になるのか。この部分に私は、消費者の
マインドと、実際の森林を営林されている皆さん
方のマインドとの間のギャップになっているん
じゃないかというふうに思うんですが、この部分
の格差についてはどのように御説明をされます
か。

○前田政府参考人 端的に申し上げれば、やはりそここのところの流通のコストですとか集荷のコストですとか、あるいは今度は製材段階でのコスト、そういうものがもろもろかかるということとがあつて、そういうふうになるわけでありますが、とりわけ国産材の場合には、外材のように大量流通、大量消費というような形で一定規格のものを大量に生産するというシステムがなかなかとれない。どうしても山の方で分散的、それぞれの所有者の方から出てくるということで、非常に流通、加工のロットが小さいということがありまして、大変コストがかかり増しになる、そういうような傾向がございます。

一般的に、大体国産材の場合、どうしても価格全体が下落傾向にあるわけであり、どうしても、その影響が、どうしてもそういつたことで山元の方にだんだんしわ寄せがいく、そういうような構造になっていることは否めないわけであり、すけれども、決して中間段階で暴利をむさぼっているわけじゃなくて、実際、製材工場でもほとんど倒産などしているわけ、ございますし、そういつた中で流通の合理化を図っていく、こういつたことが大変大事ではないかというように考えております。

○岡本(充)委員　私も、その流通の合理化、ぜひ求めていきたいと思いますが、この価格差が一つ森林の厳しい経営に大変大きな影を落としているというふうに私は指摘をさせていただきたいと思っています。

続きまして、今の国産材の利用について、国土交通省の方に来ていただいているので、少し質問させていただきます。

きよう質問させていただきたいのは、今、国産

材を使おう、木造住宅をつくらう、こういったことを国土交通省で取り組んでいるやに聞いておるんですが、その中で、今実際に住宅販売はどうなっているかというと、大手の住宅販売メーカー、住宅販売展示場に行かれるとわかるんですけど、そういうところでは坪単価で家を売っています。今、新規着工の住宅の中で、大手住宅販売メーカーが販売する戸数が、一戸建ての中では一番多いわけですね、集合住宅は別として。そういった中で、坪単価で売られる。中で素材のセレクトションをする、そういったことがなかなか難しい。また、坪単価の中で、実際に国産材を使えば安くなるのか、それとも輸入木材を使ったらどうなるのか、こういったオプションのチョイスもできない。言ったら、ある意味でセット販売になっている。レストランでいったら定食です。定食でほんと出てきて、これでどうですか。もちろんそれはおいしくて安い。だけれども、こだわりを持って国産材を使いたい、こういう人のニーズにこたえられるようなチョイスは難しいのが現実です。

その一つには、私は指摘をさせていただきたいのは、例えば原材料コストを明示して、そしてこの明示をする中できつとチョイスができるようにする。今、法律には、求めに応じて明示をしなければならぬと書いてあるけれども、求めに応じて明示をしなければならぬということが消費者に伝わっていないと思うんですね。例えば、住宅販売展示場のところに、求めがあれば法律に基づいてきちつと中身の材料費も提示しますよ、明示しますよというのを書くとか、そういう情報提供をしなければ、消費者の皆さん方は、それを知らずに丸め買っていく、セット販売で買っていく、こういう現状が続くやに私は思うわけなんです、この点についての改正に向けてのお心気はおありでしょうか。お答えください。

○和泉政府参考人 お答えします。

まず、冒頭ございました地域材を活用した木造

住宅の振興についての国交省の取り組みでございますが、御案内のように、国民の八割以上が木造住宅を希望しているという実態がございますし、その結果、この数年でございまして、全住宅着工に占める木造住宅のシェアは少しずつと伸びていきます。そういう事実もございまして。そういったことを踏まえまして、諸般の理由から、国土交通省におきまして、さまざまな木造住宅の振興のために取り組んでいくところでございます。そこで、次の御質問でございますが、委員御指摘のように、建設業法第二十条第一項によつて、工事内容に応じて、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにするというようなことが努力義務になっております。しかしながら、まさに御指摘のように、いわゆる住宅生産には中小工務店から大企業など、いろいろございまして、結果として、委員の御指摘があつてから幾つか取り寄せたんですが、見積書の内容にもばらつきがございまして、おっしゃる通りに、木工事一式とする見積書とか、材料費と労務費を分ける見積書などさまざまございます。

これを直ちに一律かつ画一的に詳細な経費内訳を義務づけることについては、一言で言えば、中小住宅生産者に過度な負担となることが心配だとか、あるいは住宅生産方式とか材料の購入形態等が非常に多様だとか、いろいろなことがございまして、直ちに画一的、詳細な内訳を義務づけるというところは難しいと思つていますが、しかしながら、一方で、住宅生産者の中には、材料費と労務費を分けて記載しているものや、あるいは、標準的には集材材を使うけれども、消費者の方から御希望があれば、構造上のチェックをして内地材を使つてやるオプションもございまして、いろいろなことをちゃんと開示している例もございまして、そういったことについて、より詳細な情報提供とか、消費者の求めに応じた地域材活用についてどんな工夫が住宅生産者なりにやれるのかという点について、住宅生産者団体という打ち合わせし、検討してまいりたいと考えております。

す。

近年、住宅生産者からも、消費者のニーズに可能な限りこたえて地域材を活用していきたいという声も出てきておりますと聞いておりますので、そういった取り組みを含めて、地域材が一層活用されるように、林野庁と連携しながら普及活動を推進してまいりたい、こういったつもりでやつてまいりたいと思つております。

○岡本(充)委員 中小企業への過度な負担と言われましたけれども、私が今質問したのは大企業、大手住宅販売メーカーと指定をさせていただいておりました、そういったところについての検討をぜひ求めていきたいと思つています。

国土交通省の和泉審議官はこちらの方で結構でございますので、どうも御苦労さまでした。

それでは、森林組合法の改正案の中で、今回、合併のことが話に上つてきております。森林組合は赤字の組合が四分の一くらいあつて、常勤理事のいない組合が過半数を超える五百六十三、常勤職員すらない組合が二割あるやに聞いております。

こういった中で、合併をしていくメリットというのを、どのようにしてインセンティブを与えるのか。そしてまた、特に財務格差のあるような組合がその財務格差を乗り越えて合併していく、こういったインセンティブの一つに、例えば税制の特例措置などを考えてみるやに聞いておりますが、この具体策等はお考えであるのか、お答えをいただきたいと思つています。

○前田政府参考人 森林組合が合併すると、単純にいえますと、やはりAという組合、Bという組合があれば、二つが一緒になることによつて、その総務部門とかそういった間接部門、そういったところが大きく合理化できるというメリットがございまして、また、仕事のやり方といたしまして、それぞれの組合のところで、例えば施業をやる、あるいは木材を販売していくといったのが大きくまとまることによつて、一定のエリアのところを統一的、集团的、共同的にそういったことを

実施していくといったことで作業効率も上がっていくというような形で、合併につきましましては大きなメリットがあるのではないかとと思つています。

確かに、そういった中で、合併した場合に、いろいろ税制上の特例、そういったものも一部やっておりますけれども、基本的には、そういう仕事のやり方、あるいは間接部門の合理化、そういった中に合併の大きなメリットがあるのではないかとこのように思つております。

○岡本(充)委員 これから税制の特例措置の具体策を考えていくというお考えやに聞いておるんですが、これからは何か制度を、今お考えのものがあつてであればお示しできますか。できれば検討中でも結構です。

○前田政府参考人 具体的には、企業再編税制、これはいわゆる合併いたしましたときに、そのままでいきますと、吸収されたそちらの方のものがAという組合の方に持つていかれる、そのときに所得税が発生してくる、そういったことがございまして、けれども、合併の場合には、それについては原価でそのまま合併という形もやつておりますので、そういう形のものがとれるのではないかとこのように思つております。

○岡本(充)委員 続きまして、森林組合の子会社等への行政庁の検査権限の付与ということが書いてありますが、「子会社等」の「等」が指す範囲は具体的にどこまでというふうにお考えでしょうか。

○前田政府参考人 親組合に対して子連合会、こういったものを指すというふうに考えております。

○岡本(充)委員 そういった子会社の経営の健全化、大要赤字などもあるようですねけれども、確保への配慮、こういった具体策を何か今お考えなのか。それとも、まだこれから検討中か。子会社経営健全性の確保への配慮の具体策をお考えか、まだ検討中か、お答えいただけますか。

○前田政府参考人 今回の森林組合法の改正の中でも改正事項としてあると思つていますが、そういった子会社、そういったところに対しては、今

までは行政的な監査とかそういったものは及ばないわけですが、今回の改正によりまして、県なりが、そういった子会社、もちろん本組合に対して影響があると認められる場合でありますけれども、そういったときに検査、監査、こういったことをやることによって、そういった適正な指導が図られるように考えております。

○岡本充委員 続きまして、今度は、森林組合の員外利用の件について、今回、川上から川下までの一体的な系統立った林業の育成に寄与する施策が打たれるんだと思いますが、今回の森林組合の組合員もしくは准組合員の拡大によって、いわゆる先ほどお話ししたような大手の住宅販売メーカーもこの森林組合の准組合員になれるというふうにお考えか、もしなれるのであれば、実際になつていただくため、入っていただくためのインセンティブを何か考えてみえるのか、その部分についてお答えいただけますか。

○前田政府参考人 結論からいいますと、なれるというように私どもは判断しております。

それで、例えば森林組合、そしてそこに地元なりの住宅メーカーあるいは製材工場、そういったところが准組合員という形で入ることによりまして、当然森林組合のいろいろな持つています施設、そういったものを活用できますし、さらには、例えば材を流していただくとした場合に、森林組合の方で一定のまとまりを持つて材を販売していく、そういうこともあわせて今回の組合法の中では措置しているわけですが、そういった材を安定的に製材工場あるいは住宅メーカー、そういったところに流していくことによって、お互いに非常に効率的な材の流通、こういったものが進められるということを期待しております。

○岡本充委員 大手住宅販売会社や国産材製材協会加盟大手の製材工場などが准組合員になつていただいて、いわゆる川下対策、本当に、実際に消費者に一番近いところの人たちが、会社が、そういった国産材を使う、国産材を利用しようという意識を持っていたためには、こういった

た、例えば准組合員になつていただくということ、私は、一つのいい対策だと思つています。そういう意味で、ぜひ一緒に取組んでいけるような施策を今後とも打つていただきたい、このように求めています。

さて、引き続き、きょうは皆様方のお手元に資料をお配りさせていただきました。きょうは、林業の現状、大変厳しい現状をちよつとお知らせする幾つかのデータをお示しさせていただきます。

私も、地元に戻りますと、従業員千人以上いるある会社の産業医をやつておりますけれども、こういった産業医がいる会社は従業員の規模が五十人以上などと決まつておるわけなんですけれども、林業は大変小さな事業場が多く、そういった産業医はもちろんのこと、労働安全衛生法の中で定める、第十一条に定めるような安全管理者、また、もしくは安衛施行令第三条に定めるような常時五十人以上の労働者を使用するような事業者は少ないのも実情であります。

そういった中で、林業の従事者、年々減つてきておりますが、およそ六万七、八千人と言われております。この皆さん方の年間のいわゆる労働災害による死者数、こちらの方を載せていただいております。五十台から、そして四十後半、おとしは六十一という極めて多い人数が亡くなつておりまして、千人ちよつとから千五百人に一人ぐらゐの割合で年間一人亡くなる。私が産業医をやつてきたいろいろな会社でも、千人そこその事業所で毎年必ず死ねたか死ぬというような事業所はあり得ない話であつて、かなり厳しい現状です。そして、亡くなられる方の年齢も六十前後と、まさに家族の大黒柱である時期に亡くなられる方も多い。

そして、その一方で、実は林業の現状をあらわすもう一つの数字として、林業の仕事の厳しさをあらわすと言つてもいい度数率、強度率、ちよつと時間の関係上しゃべりませんが、下にその定義づけは書かせていただきましたが、この数

字を見ると、林業の数字はこの数字になつていきます。ほかの産業と比べまして極めて厳しい数字でありまして、実際にこの現状を少しでも変えていかなければならないという思いを私は強く持っています。

そういった中で、もちろん安全対策というのは、いろいろな規則をつくりました、それからいろいろなマニュアルをつくりました、こういったことだけではだめで、先般の列車事故の件でもそのうでしたけれども、七十キロの速度制限という規則があつても、そこに電車は百キロを超えて入つていくこともあるわけです。人間が何らか急いでいたか、もしくは何かの事情があつてその規則を破つたときに、フェールセーフというかセーフティネットというふうなものを機械的に何らか措置をとるような研究をしていくべきじゃないか、一歩進んだ、一層進んだ労働安全衛生対策をとるとするのは、そういったヒューマンエラーを防ぐことが重要なんではないかというふうに思ひを持っています。これについての御答弁をいただけますでしょうか。

○前田政府参考人 先生御指摘のように、林業労働の場合に、作業条件が大変急峻なところで行われる。また、自然状況の中でありまして、当然天候だつていろいろ変わる。そういうことで、労働条件としては大変シビアな状況の中であると。そういった中で、災害につきましても、他産業に比べまして相当高い水準にあるということはおっしゃるとおりでございます。

私どもといたしまして、こういった林業における労働災害防止は大変重要な課題というように認識いたしております。やはり何といたしまして、一つには、それぞれがきちつと注意してやつていかなきゃいけない。そういった面も含めまして、いわゆる研修会ですとか巡回指導、そういったことを通じて安全への意識を高めるということに努めているわけでありまして、

それとあわせて、やはり、先生今御指摘がありましたけれども、作業に当たりましては、い

わゆる安全で使いやすい機械器具、こういったものも必要でありますし、また、防災技術のすぐれた機械システム、そういったものも開発していくことが必要であらうというふうに考えております。そういったことで、私どもも、機械の開発、改良、こういったことに努めてきているわけでございます。

例えば、伐倒作業危険地域に進入した場合に、それを検知して警報を自動的にばつと鳴らす装置ですとか、あるいは下刈り作業者がお互いに接近した場合に警報装置を鳴らすとか、そういったような装置も開発されてきておりまして、今後とも労働安全衛生対策の徹底を図つて災害防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○藤井大臣政務官 今先生がお示したとおりでございます。林業における安全対策の問題、これはまさに法令の遵守だけでは十分だと考えておりまして、我々としても、法令遵守の徹底、これはもとよりでございますけれども、管理体制の充実とか設備の安全化の推進、これが必要だと思つております。先生がおっしゃられた五十名以下の小規模事業所におきましても、安全衛生推進員の選任を義務づけておるとか、それらの職務が適切に実施できるように我々としても引き続き監督指導をやつていきたいと思います。

また、機械設備の危険性の問題に関しましては、今般、労働安全衛生法の一部改正法案を国会に提出させていただいておりますが、その中にはリスクアセスメントを事業者の努力義務とするというふうな規定も設けておりますので、私どもは、この法案の一日も早い成立を待ちまして、一層の安全対策をやつていきたいと思います。

それから、御案内のとおり、先生からお示されました死亡数の問題。確かに死亡数全体は、先生、十三年から引用していただいておりますが、その前にもっと大きな数字がございまして、林業におけます死亡者の数というものはやはりゆゆしき問題だと思つております。林業における労働災害

の防止につきましては、これは、災害が特に増加した都道府県の労働局におきましては緊急対策を実施するなどしまして、労働災害の発生状況を踏まえて労働災害の防止を推進していく、そして、それを一層これからも頑張つて災害の縮小を図りたい、このように考えておりまして、厚生労働省としても精いっぱい対策をとりたいと思っております。

ありがとうございます。

○岡本(充)委員 二枚目もぜひ皆さん見てください。業種別労働災害千人率。一番多いのは、ごらんのとおり、真ん中の段の下から二段目、林業です。千人当たり一一〇・五八です。ほかの産業と比べて極めて高いことがわかりただけだと思ひます。ちなみに、一番少ないところはどこかという、右の下から三番目、官公署というふうになつています。これは差にすると、およそ一万倍を超える物すごい事業の危険率の差があるわけなんです。実際に官公庁で働いてみえる方にはそのほかにも心的ストレスがあるのかもしれないけれども、どうしてもこの数字の差を見ると、皆さん方にもっと積極的に策を練つていただかなければいけないと思ひます。

そういう中で、いろいろ労働の防止の協会があることを私は発見させていただいて、林業防、林業労働災害防止協会の話もちょっと伺いました。いろいろな労働災害防止協会があるんですが、もちろん、きょう私が引用させていただいたこういった冊子も、実は中央労働災害防止協会がつくっております。

こういった中央労働災害防止協会は、この三枚目の紙をごらんいただきますと、常勤役員はほとんど退職公務員。そして、このすべてが厚生労働省の退職公務員で占められている中で、先ほどもお話ししました、森林組合には常勤役員もいないような森林組合がある一方で、厚生労働省の退職公務員だけが常勤役員をやっている労働災害防止協会がある、こういう実態もぜひお知りいただきたいと思ひます。

詳細については、今政務官おっしゃられました厚生労働委員会で恐らく審議をされる今度の法案審議の中でも、機会があれば私も質問に立たせていただきたと思ひますが、こういった実態があるということもあわせてお話をさせていただきたいと思ひます。

この厳しい林業の実態の中で、厚生労働省は幾つか対策をとられています。岡島さんにきょう来ていただいておりますが、ハチに刺されたときの例えばエビネフリンの注射、今でもこれは自分以外使えないんですね、どうですか。

○岡島政府参考人 結論から申しますと、本人以外でありまして、刑法の緊急避難に該当することになりますので、医師法違反ということではななくて、注射することはできると思ひます。

○岡本(充)委員 まさにそうなんです。緊急避難ハチに刺されたらプレシヨック状態になつてふらふらになるんです。それで、今の一応正式な規定は、本人しか打てないんですよ。ふらふらになつて自動注射を持ち出して注射を打つんですよ。そんなことは現実的に考えたら無理なんです。ハチに刺されて毎年二人から三人亡くなつて

いるんですよ。この人をゼロにすることは簡単なんです。ほかの人たちが打てるようにすればいい。山に持つていく救急箱の中に入れていただければいいです。そして、打てるようにその部分だけでも変えていただくと重要だと私は思ひます。

最後に、時間もなくなりましたから、第十次労働災害防止計画、平成十五年の計画の中で、大臣、聞いてください、実はこの中で、労働災害防止を推進する上での課題ということで、重点対象分野における労働災害防止対策ということで、業種別にいろいろ出ています。重点的に推進する中にもちらん入っているわけなんですけれども、その中でも特に重点度の高いものは、建設業とか、そして陸上貨物運送事業対策、そしてまた第三次産業対策となっていますが、その次に挙がつてきてい

るのが林業なんです。

結局、これは厚生労働省がつくつていますけれども、内閣としても林業のこの厳しい現状を見ていただいて、大臣、ぜひ閣議でも、こういった対策ではなく、林業がまず一番厳しいんだから、林業をファーストに持つてくる。そして、第三次産業や、今お話しした千人率を見ていただいてもわかるように、トラックの運転手さん、いわゆる陸上貨物の運送に比べても極めて高い数字なんです。から、林業を第一次に持つてくるというぐらゐの気構えで、ぜひ主務大臣として内閣でも提言をしていただきた。次の十一次のときにはそれを反映していただきたと思ひますが、ぜひ前向きな御答弁を最後にいただきたと思ひます。

○島村国務大臣 大変ごもつともな御提言だと思ひますので、結論から申しますが、私は、これをやはり最重要グループといひますが、最重点グループの中に林業を含めてもらう努力をまず約束したいと思ひます。

いづれにいたしましても、林業は、御承知のように高地であり、傾斜地であり、足場の悪いところの災害でありますから、災害の発生率もさることながら、いざ負傷者が出た場合に、これを実際に全部の治療を行うといひても、そう言うべくして簡単ではない。このことの中でも、必要以上にその傷を重くしているという面があるかと思ひます。これらに十分に配慮しながら努めていきたと思ひますが、厚生労働省あるいは都道府県ともよく連携をとりまして、これらについて具体的に進める努力をしたいと思ひます。

○岡本(充)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○岩永副大臣 先ほど、最初のDNAの鑑定の問題、技術会議で調べたら、先ほどの私の答弁で間違いないということでございましたので、また一回、先生のごとくに説明に行かせます。

○山田委員長代理 次に、川内博史君。

○川内委員 民主党の川内博史でございます。きょうもまた大臣並びに関係の皆様方に、本日

議題になつております種苗法についてお尋ねをさせていただくわけでありますが、きょうは種苗法についてお尋ねをさせていただく前に、先日の本委員会の質疑でもちょっと積み残しになっていた課題があるので、食品安全委員会の寺田委員長にお運びをいただいておりますので、お尋ねをさせていただきますというふうに思ひます。

先日、五月十八日の本委員会では、五月六日に農林水産大臣と厚生労働大臣に提出をされた「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」の答申文書に間違いがあるというところを指摘いたしました。委員長は、それを素直にお認めになられ、適切に修正をするというふうに御答弁をされたわけですが、実際にどのような修正をされ、取り扱われたのかということをご教えていただきたと思ひます。

○寺田参考人 お答え申し上げます。先生が指摘されました食品健康影響評価の本文中の箇所につきまして、冒頭の「本調査会」を食品安全委員会専門調査会に修正するとともに、食品安全委員会が厚生労働省あるいは農林水産省に通知を行ったことを明確にするように、通知を行った主体として食品安全委員会を書き加えました。国民にわかりやすくなるように修正を行った。この修正した報告書本文に正誤表をつけて、五月二十日付で厚生労働省及び農林水産省に通知したところであります。

それで、この訂正に当たりましては、専門調査会専門調査会の座長に了承をとり、その後、修正箇所などにつきましては専門調査会の先生方にもお送りいたしました。

以上でございます。ありがとうございます。○川内委員 私は従前から、この中間とりまとめが、米国の牛肉の輸入再開につながっていくための非常に重要な政治的文書だったのでないかというふうに御指摘を申し上げ、また最近、プリアン専門調査会の委員の先生方からも、自分たちの発言が官僚の皆さんにうまく利用されてしまったというような発言が相次いでいるわけであ

りますが、寺田委員長、この昨年九月の中間とりまとめは、食品安全委員会の齊藤事務局長は、みずから行う食品健康影響評価でありますというふうに国会の場で再三にわたって答弁をされていらつしやいます。食品安全委員会の責任者である委員長として、中間とりまとめが食品健康影響評価であるということを認識していられつしやいましたか。そして、認識をしていられれば、それはいつから認識をしていられたいということについてお答えいただきたいと思ひます。

○寺田参考人 食品健康影響評価、あるいは、少なくとも食品の安全に関するリスク評価というふうには認識しております。

いつからかと言われますと、五月ごろからじやないかと思ひますが、とにかく食品安全委員会ができました大きな理由の一つはBSEの問題でございますし、専門調査会の中では一番最初にプリオン専門調査会を立ち上げて、それで日本の問題、それからアメリカの問題も、世界の問題について勉強しようじやないかとずっとやっていたうちに、五月ごろになつてくると、だんだんまとめの方向に行きまして、それで、九月の六日に専門調査会が中間とりまとめという形で出たときにはそういう認識を持っております。

以上でございます。

○川内委員 その認識を持っていたというのは、委員長、食品安全基本法に規定されているみずから行う食品健康影響評価である、法律上の文書である、法律に規定された文書をこれから取りまとめるんだという認識を五月ごろから持っていたという事でよろしいでしょうか。確認だけさせてください。

○寺田参考人 これは大変あやふやな答えになりますけれども、法律上に、みずからというふうな認識は五月の時点では持っていなかったと思ひます。ただ、八月に入り、あるいは七月、八月、その終わりのころにはそういう認識を持っていたと思ひます。

○川内委員 委員長、済みません、何回も立つた

り座つたりで本当に申しわけないんですが、あと二、三問で終わりますので、御勘弁をいただきたいと思ひます。

そうすると、プリオン専門調査会の吉川座長とも、寺田委員長は、その七月、八月の中間とりまとめを最終的にまとめる段階においては、食品安全基本法上に規定されている食品健康影響評価であるという認識を共有していたということでしょうか。

要するに、吉川座長ときちんとそのことを話されていきますねということを確認させていただきたいです。

○寺田参考人 法律上のことに關して吉川座長と私が確認するしないのことは、話はしております。

○川内委員 さらに、寺田委員長、食品健康影響評価というものは、平成十六年、昨年の一月十六日の閣議決定によつて、原則としてパブリックコメントを行うということを決められております。中間とりまとめ、要するに食品健康影響評価ですね、この昨年に出された中間とりまとめなる食品健康影響評価は、パブリックコメントをされましたか。

○寺田参考人 通常やります一カ月間のパブリックコメントの募集はやつておりません。

○川内委員 食品安全委員会が発足をして、食品健康影響評価、諮問を受けて、たくさんやつていらつしやと思ひます。みずから自発的に食品健康影響評価を行ったのはこの中間とりまとめ一件だけ。そのみずから行った食品健康影響評価に対してパブリックコメントをしなかったという委員長の御発言があつたわけでありましたが、これは、私は、原則としてパブリックコメントをやるという閣議決定に違反しているというふうに思われま

すが、それに対してはどのように御説明をいただけますか。

○寺田参考人 厳格に言うとなつてもわかりませんが、この場合、御存じだと思ひますけれども、八月の初めと八月の終わりのころですね、九月

の六日に答申がございまして、その議論の間に意見交換会というのが、普通の形じやございませんで、公募いたしまして、七人ぐらいの方だったかな、来ていただいた、それから専門委員会の先生も来ていただいた東京でやり、それと同時に今度はラウンドテーブルみたいな形で大阪でやりました。これが九月六日で、九月九日に私も中間とりまとめを委員会として認めたわけでございますが、その後、六回にわたつてこの中間とりまとめに關して意見交換会をやり、それからさらに十月の十五日に今度は管理官庁であります厚生労働省、農林水産省から諮問が来まして、その後、五十回にわたつて意見交換会を日本各地でやりまして、その間、中間とりまとめについて説明あるいは意見の交換を中心に委員会としてやつていました。管理官庁は別の立場からやらせましたけれども。

そういうことで、意見交換会ということでしたら、十分をやつたと思ひますが、しかし、先生が言われますように、十分広く国民の理解を得るという観点からすれば、中間とりまとめの際に意見、情報の募集を行うべきであつたかなというふうに考えておりますし、今後は、みずからだけじゃなくて、緊急の場合が四件ほどございまして意見の募集をやつていないのがございまして意見の募集をルールどおりにやつていきたいと思いますと思ひます。

○川内委員 寺田委員長はさすがに真摯なお人柄を感じる御答弁であつたかというふうに思ひます。今寺田委員長が御説明されたことは、恐らく事務局から、あした川内にこう聞かれたらこう答えてくださいというふうないろいろ説明をされたんだと思ひます。

では、寺田委員長、最後に一問だけ。

中間とりまとめに対してはパブリックコメントが必要なんだということを事務局から説明を受けていましたか、当時の時点において。

○寺田参考人 説明は受けておりませんでした。ただし、きょうの答弁は、事務局からこう言え

ああ言えと言われてやっていると聞かれますから、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○川内委員 寺田委員長、ありがとうございます。

事務局から、本来、食品健康影響評価は原則としてパブリックコメントを付すべきものであるという閣議決定があるということを寺田委員長は御存じなかつたということがこの場で明らかになり、やはりこれは科学者の皆さんの真摯な議論を牛肉の輸入の再開につなげるために役所側が利用しているというふうには私は断ぜざるを得ない。これはまたこの次、さらに議論を深めてまいりますので、大臣、この後、またこの続きを請う御期待でございます。

それでは、寺田委員長、ありがとうございます。お忙しいようですから、どうぞ御退席いただいて結構でございます。

それでは、種苗法について聞かせていただきましたが、今回、育成者権を加工品に拡大し、保護期間を五年間延長する、加工品は政令で定めるということであります。

私も、知的財産戦略の推進の中で、私自身の政治活動の大きなテーマであります農産物の地域ブランド、あるいはさらにはジャパン・ブランドを育てていく、日本の安心、安全でおいしい農産物を世界に輸出していく、国際競争力のある品物にしていくという上では、こういう育成者権というようなものはしっかりと保護していかなければならないものであるというふうに思ひます。

今回の改正によつて育成者権が拡大をされるわけですが、その権利保護は十分に行われるのか、水際対策がどうなつていくのか、今後どのように具体的に強化をされていくおつもりなのか、大臣に教えていただきたいというふうに思ひます。

○島村国務大臣 お答えいたします。

育成者権を侵害した農産物などを効果的に取り締まることができるようになるため、農林水産省

からは、税関に対し、DNA鑑定などの品種識別技術の提供を行っているところであります。

また、独立行政法人種苗管理センターにおきましても、DNA鑑定を行うとともに、品種保護Gメンを設け、育成者権侵害の実態を調査することとしております。

また、今国会において関税率法が改正され、育成者権の侵害物品の認定手続において、税関から農林水産省に意見照会できる仕組みが設けられたところであります。

現在御審議いただいております種苗法改正法案が成立いたしますと、加工品についても税関の取り締まりの対象となることから、今後、育成者権の保護強化のため、加工品のDNA鑑定技術開発を推進し、税関と一層密接に連携し、効果的な水際対策を図ってまいりたい、こう考えるところであります。

○川内委員 前回の種苗法改正のときに、平成十四年でありましたが、育成者権者の皆さんに権利侵害の状況などについてアンケート調査が行われたというふう聞いております。その調査結果の概要、あるいはその概要がどのように生かされたのかについて、さらには、前回調査から三年たつておりますので、今回の法改正を機に、知的財産戦略にのっとり、ジャパン・ブランドを推進するという総理の所信表明演説もあるわけでありますから、さらに本格的な実態の調査というものをすべきではないかというふうに思われますが、農水省の見解をお聞きしたいと思います。

○白須政府参考人 ただいまの調査の関係のお尋ねでございます。

お話しのとおり、平成十四年の十月に育成者権者を対象といたしましてアンケート調査を実施したわけでございます。この結果によりますれば、育成者権者の二七％が国内外におきまして権利侵害を受けたことがある、あるいはその疑いがあるというふうな回答があったわけでございます。

したがしまして、私も、もちろん、そのときのをあれを受けて平成十五年の改正にもつなげ

たわけでございまして、さらには、今回御提案を申し上げております加工品までの効力の拡大といったようなことを御提案するというところで、そういった意味で、このアンケート調査を大いに生かすという点で、参考にさせていただいているわけでございます。

さらに、ただいま委員からのお話でございますが、これら、やはり知的財産権の保護育成ということは大変重要なことだというふうなことも考えております。したがしまして、私も、これら、これら、この制度改正の効果を検証しまして、あるいはまた、今後のさらなる侵害対策の推進というところで、本年度再度アンケート調査を実施しまして実態を把握してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○川内委員 農水省の方針として、本年度再度、育成者権者に対するアンケート調査を実施するという前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

さらに、育成者権の侵害対策としては、福岡県農産物知的財産権センターの活動、あるいはこの福岡県を中心として二十の道県が参加した農産物知的財産権保護ネットワークの活動があるというふう聞いております。福岡県というのは、知事さんが元特許庁の長官をやられた麻生さんですから、非常にこういうことに熱心で、前向きに取り組んでいらっしゃるんだなというのを感じております。けれども、これらの都道府県の活動、今後は市町村にも広がっていかねばならないし、やはり地域の農産物を守るという意味では、地域の自治体、都道府県というものがしっかりと知的財産権と結びつけていくという活動が必要になるというふうなふうに思いますが、これらの自治体に対する活動を農水省として支援をすべきだというふう

に思いますが、いかがでしょうか。

○白須政府参考人 ただいまのお話のような、そういった自治体におけます活動、これはやはり農林水産省といたしまして、優良な新品種の適切な保護ということで、それが地域の農業振興にも

ちろんつながってくるわけでございますので、私も、そういった取り組みを支援して、農業の競争力の強化に努めていきたいというふうに考えているわけでございます。

具体的には、現在御提示しております法案によりまして、新品種の保護の強化ということとあわせまして、ただいまお話し、都道府県、そういった自治体によりまして権利侵害の情報の収集でございますとか、あるいは新品種の保護に關します啓発活動、こういったものを支援していく、あるいはまた品種保護Gメンということで、権利侵害の相談受け付けでございますとか、あるいは実態調査といったようなことで、都道府県での同様な活動も支援してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

そんなことを通じまして、保護強化を通じた産地づくりということの支援に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○川内委員 ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

大臣、今、局長さんから、アンケート調査を再度実施するという御答弁や、さらには自治体を積極的に支援していきたいという前向きな御答弁をいただいたわけであります。大臣御自身として、農水省としても、農産物のジャパン・ブランド化、地域ブランド化をしっかりと推進していくためには、育成者権の権利行使を積極的に支援をしていくという大臣の決意をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○島村国務大臣 まず一般論から申しまして、我が国の農産物といえましょうか、果物物すべてを含めて、海外を歩いていて、本当に日本人というのは、すぐれている。例えば、気象条件その他は必ずしも有利じゃないのかもしれないが、ひいき目じゃなくて、私は、東南アジアなら東南アジアでかつてあがった果物類が、今では日本が一番おいしい、そんなものが、マンゴーでありバナナでありパイナップルであり、結構あるので驚いているわけであります。

しかし、それもみんな長い年月と努力の中に生み出している大変な価値ある技術でありますから、こういうものを守るといふのは当然のことでありますが、そういう意味で、我が国の農業の競争力を強化するためには、やはり優良な新品種の適切な保護といふものが当然必要なので、私は、新品種を活用した産地振興を図ることが何よりも重要であるとまず考えているわけであります。

そういう意味で、今回の法改正は、育成者権の効力を加工品にまで拡大することによりまして育成者権の強化を図るものであります。新品種による産地振興のためには、強化された育成者権が適正かつ効果的に行使できることが不可欠であります。

そういう意味で、先ほど局長が御答弁申し上げたように、一度やればいいのではなくて、何回でも皆さんの御意見に耳を傾ける、そして、十分な調査の中でまさに適切な対応ができたかどうかは一番いいわけでありますから、それらについてこれからも指導していきたいと思っております。

なお、このため、農林水産省といたしましては、育成者権者の相談窓口の設置、あるいは権利保護のためのマニュアルの配布を行うとともに、独立行政法人種苗管理センターに品種保護Gメンを設置いたしまして、育成者権侵害の調査などを行っているところであります。今後とも、これらをさらに強化するとともに、育成者権の権利行使を積極的に支援していきたい、このことを申し上げます。

○川内委員 ぜひよろしくお願ひをいたします。今、大臣からも御発言がございましたように、ブランドといふのは長い年月と努力の積み重ねの上に結実するものであるというの、私も全くそのとおりだと思っておりますし、これから日本の農産物の知的財産戦略というものは非常に重要な課題であるというふうに、私も同様に考えております。

きょうは、本委員会に、政府の知的財産戦略推進事務局の荒井事務局長にお運びをいただいております。ありがとうございます。

政府の知的財産戦略推進事務局のお立場から、種苗法の育成者権侵害に対する水際対策というものについて伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○荒井政府参考人 知的財産戦略推進本部の立場からいたしても、育成者権は日本の非常に貴重な知的財産だという基本認識を持っておりまして、したがって、こういう育成者権の侵害に対しては、水際対策を含めまして政府一丸となって取り組んでいかないと、こんな方針で臨んでおります。

○川内委員 政府一丸となって取り組んでいくということでありまして、ぜひ、すべての役所をフル動員していただいて、この育成者権の保護というものをさせていただきたいというふうに思います。

さらに、あすであろうと思いますが、あしたは金曜日ですから、政府の知的財産推進計画二〇〇五が閣議決定をされるのではないかなというふうに思うところでありますが、この知財計画二〇〇五の中で、育成者権関係についてどのような記述ぶりになっているのか、あるいは、されるおつもりなのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○荒井政府参考人 明六月十日に知的財産戦略本部会合が開かれまして、そこで知的財産推進計画二〇〇五が決定される予定でございます。

その中におきましては、育成者権というのは非常に大事だという認識のもとにいろいろ取り組んでおりますが、現時点では詳細を申し上げるわけにはまいりませんが、ただいま御審議いただいている種苗法の改正案が成立した場合には、その的確な運用を図る、あるいはDNAの品種判別技術の開発を進める、審査期間を短縮する、民間が作成する品種登録の統一マークの普及を行う、こういうことが含まれる見込みでございますし、さら

に、侵害対策を強化するためにいろいろ御議論もしていただいておりますが、品種保護Gメンが権利保護の実態調査や品種類似性試験を実施することにより、育成者による権利侵害の調査、実証を支援すること、こういうことも含まれる見込みでございます。

○川内委員 今、中国や韓国との関係が非常に微妙な時期でございますが、余り刺激的な発言は避けたいのですが、外交関係はおいといても、農産物の関係について言えば、やはり、特に中国などはもうちょっと権利関係についてしっかりと国内措置を講ずる必要があるというふうに思われるわけでありまして、事務局長、中国と特定しなくていいです、他国との、特にアジアの国々の中の権利意識、あるいは条約の批准などについての記述ぶりというのは、今の御答弁からはなかったわけでありまして、どうでしょうか。

（山田委員長代理退席、委員長着席）

○荒井政府参考人 日本の知的財産がしっかり守られるということは非常に大事なことでござっております。育成者権を含めまして、知的財産権が外国、アジアにおいてしっかり守られるようにするの力を入れていかないと、こういう認識でございます。具体的には、アジア諸国に対してしっかりと法制度を整備してもらって、国内の取り締まり体制を強化してもらって、こういうことでやっていくのは大事ですが、同時にまた、日本の権利が侵害されている場合には、相手政府に対して、しっかりとやらうというような外交交渉をするとか、いろいろな注文を出すというようなこともやっていくということ、非常に、知的財産権の保護、特に、海外においても、あるいは水際において守るといふのは重点項目として入れております。

○川内委員 終わります。ありがとうございます。

○山岡委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

最初に、森林組合法の改正について伺います。先般発表された二〇〇四年度の森林・林業白書のトップでも紹介されているように、昨年は、地震や台風、集中豪雨など災害が相次ぎ、過去十年間で最大の被害額、二千五百億円にも上ると記されておりました。改めて、森林の持つ国土保全機能など、森、山への関心が注がれた年ではなかったでしょうか。

私もあちこちの被災地を歩きましたが、例えば三重県の宮川村。大雨がよく降るところであります。今までは、雨が降り過ぎて、今回の台風以上の雨が降ってもしつかりと森が吸収し、ふもとの集落を守ってくれたと住民の方が言っておりました。そういう山が、逆に、長い間人手が入らず、荒れ放題になって、一気に崩れて多くの犠牲者を出した。後継者がいなく、林業では暮らしが成り立たない、間伐がほとんどされない、あるいは既に持ち主がいなくて山が多かったことが要因だとの指摘をされています。

既に、不在村者保有の森林面積は二四・六％にもなっていると聞いております。民有林の七割をカバーする森林組合の果たす役割が本当に大きいのと思っておりますが、その点について大臣の見解を伺いたいと思います。

○島村国務大臣 森林組合は、森林所有者の協同組織として、植林や除間伐の七割を実施するなど、森林整備の中心的な役割を果たしているところがあります。

森林に対する国民の多様な要請にこたえ、その多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林組合が経営基盤を強化しつつ、施業受託や集約化など、効率的な森林施業に取り組むことが重要であります。

今回の法改正におきましては、このような森林組合の機能や、あるいは組織基盤の強化を図ることとしておりまして、これらの措置を通じて森林組合が役割を十分に発揮することができるように努めてまいりたい、こう考えております。

○高橋委員 今の、効率的な機能を果たすという

ところに少し関連があるのかなと思うんですが、全国森林組合連合会は、森林組合改革プランの中で合併を積極的推進し、一県一組合など統合再編を目指す方向を示しています。プランの現段階と、この合併による弊害がないかどうか、考えを伺いたいと思います。

○前田政府参考人 まず、合併の状況であります。平成十五年度末の森林組合数、九百七十組合となっております。これは十年前と比較いたしますと約六割ということで、相当進んではきています。わけでありまして、依然としてやはり常勤役員が少なく、そういう業務執行体制、あるいは経営基盤、こういったものが依然として脆弱な組合が存在するというのが実情でございます。

市町村合併、こういったものが流動的な状況の中で、なかなか、それを見きわめないとというように、なかなかあったと思えます。また、合併のメリット、こういったものがまだ十分認識されていない、あるいは組合間には財務格差が存在するというところ、いろいろな要因があると思えます。やはり合併手続の簡素化、こういったところも図りながら合併を積極的に進めていく、それが森林組合全体としても大きなメリットになっているというふうに考えておる次第であります。

○高橋委員 今、合併によるメリットとおっしゃいましたけれども、今最初にお話しした災害との関連、あるいは先ほど話題に出していた労働災害というふうな問題からいっても、本来ならば地域での森林組合の役割というのは本当に大きいだろうというふうに思うわけですね。ただ、先ほど来お話しされているように、さまざまな厳しい経営条件があり、やむなく合併を進める、そういうふうな背景があるだろうと。私はその点を非常に残念に思うわけです。

また一方、国はいわゆる担い手への林地の集積という基本方向も持っているわけですが、こういうことに対して、やはり、根本にある木材価格の低下や自給率の向上、この問題を本当に解決し

なければ、担い手といってもそれは進んでいかな
いだろうということはお話ししておきたいと思
います。

その上で、今、木材自給率が二割を割り込んで
から、木材の需要量が一億立米を下回り、昨年度
の木材需要量は八千七百十八万立米にまで落ち込
んでいます。ですから、まず材を使つてほしいと
関係者から強い声が出ているのも当然ではないか
と思います。

そこで、国産材や地元の材を活用して住宅をつ
くるなどの取り組みが全国に広がっていると思つ
ております。きょう、ここに持つてきたのは、三
八地域県産材で家を建てる会というNPOみない
な組織で頑張っているんですが、林業、製材業、
地元工務店、本間に全体が一つの輪をつくつて、
地元の材を利用した家づくりをしよう、それに対
して県としても支援をしている、そういう取り組
みをされておるところであります。こうした全国
に広がっている取り組みを支援して、強力に国産
材の活用を進めるべきと思いますが、国の取り組
み方向を伺いたいと思うんです。

あわせて、時間がないので一緒に言いますけれ
ども、ハウスメーカーが早く安くをモットーに輸
入材をどんどん使う、これに対して、やはり地元
の工務店が太刀打ちできないという問題がござい
ます。この点では国土交通省との連携も必要だと
思いますけれども、木材を使うことが、むしろ耐
震耐火構造という点でも本来は有利であるんだと
いうことのPR、あるいは、シックハウス病対策
などが非常に大きく注目される中で、国産材の優
位性、これをもっとPRしていった差別化を図つ
ていく、そういう取り組みがあわせて求められて
いると思いますが、この点での見解を伺います。

○前田政府参考人 お話にございましたけれど
も、私どももそういったことで、やはり地域材、
こういったものが使用されていくことは大事であ
るということで、森林所有者から住宅生産者まで
の関係者が一体となった家づくり、いわゆる顔の
見える木材での家づくり、今お話ありました三八

地域の方でもそういった運動がやられているわけ
であります。そういった運動に対します支援、こ
ういふ低コストでの安定的な木材の供給、こ
ういった体制づくり、こういったものに努めている
ところでございますし、また、住宅に使う場合に
は地財措置でいろいろな支援を行っている、そん
な状況にあるわけでございます。

また、大手ハウスメーカーに対しても、い
わば一定の確認された品質、こういったものを安
定的に出していくというようなことで、昨年度か
ら新たな取り組みをやっているわけであります
し、さらに、今お話ございましたけれども、やは
り国産材、例えば杉ですと、無垢の材ですと、ま
さにハウスシックは関係ないわけでありまして、
そういった利点も大変あるわけでありまして、そ
ういったものを積極的にアピールしながら、国産
材の振興、こういったものに努めてまいりたい、
かように考えている次第であります。

○高橋委員 国においても少しづつではありませ
んが努力が始まっているというふうな受けとめま
して、さらなる支援をお願いして、次の法案があり
ますので、そちらに移りたいと思います。

種苗法の改正についてであります。種苗は農
林水産業における基礎的な生産資材であり、収
量、品質、耐病性など、すぐれた品種を育成する
ことは、生産者にとつても消費者にとつても重要
な意義を持つものだと考えます。

今回、育成者権の及ぶ範囲が加工品の生産、譲
渡にまで拡大されることや、権利の存続期間を拡
大するということは、産地の要望にもこたえるも
のであり、賛成であります。

そこです。実際の育成者権の登録期間が平
均で五・二年であります。育成者権の存続期間に
ついて、アンケートに対し、現行どおりでよいと
の回答が七割を占めているといえます。正直、意
外でした。現体制が育成者にとって余りメリット
がないということを示しているのかとも思われま
す。その要因についてどう考えるのか。そして、
それでもあえて期間延長を提案したその理由を伺

いたいと思います。

○白須政府参考人 ただいまの存続期間の延長の
関係でございますが、お話しのとおり、存続期間
のすべての平均は五・二年というふうなことでご
ざいます。

この短い要因といたしましては、品種登録され
ます植物のうちで、草花でございますとかあるい
は観賞樹、これは比率が高いわけでございませ
んが、こういったものは比較的商品としての寿命が
短いということでございまして、短期間で品種
登録の取り消しをされるものが多いということに
よるものではないかというふうな考えているわけ
でございます。

しかしながら、産地の主力品種として普及する
ような品種につきましては、期間の延長を求める
声も非常に強まっております。そういった意味
で、やはり競争力の強化を図りますためには存続
期間の延長ということが必要であるというふうな
考えをたわけでございまして、研究会におきまし
ても、やはりアンケート調査の結果も検討した上
で、存続期間の延長を検討すべきというふうな結
論づけているところでございます。

○高橋委員 単純に、現行どおりでよいというア
ンケートだけではなく、やはり主力品種、あるいは
ロングセラーと言えるようなすぐれた品種を育
成するという立場からこうした決断をされたとい
うことは、非常にありがたいことかなと思つてお
ります。せっかくのそういう権利を有効に行使で
きるために、水産でのチェック体制がやはり問わ
れてくると思っております。

現在、全国七つの税関でDNAの識別検査が
可能な体制になっております。先日、東京税関
でイグサの「ひのみどり」の識別を拝見いたしま
した。分析キットの活用や他の品種への拡大も準備
をされているということでありまして、今後の分析
検査の拡大の見通しを伺いたいと思ひます。

また、対象となる品種を拡大するに伴って、当
然、検査体制の拡充が求められます。単に権利者
が申告をした、そういうときに限らず、品種保護

Gメンあるいはサンプリング検査など、農水省の
責任においての体制、これもしっかりとふやす必要
があると思ひますけれども、お考えを伺いたいと
思ひます。

○白須政府参考人 まず一点は、品種識別技術の
方の対象品目の関係でございます。

現在、インゲンマメそれから小豆ではあん、イ
グサではごぎ、稲では米飯、お茶では製茶という
ものにつきまして、既に実用化技術が開発されて
おるということでございまして。さらに、小麦粉、
めん、コンニャク精粉などにおきまして、実用化
に向けて技術開発が進められておるといふふうな
ことでございまして、私どもとしては、この識別
技術が確立したのから機動的に政令品目を追加
するというところで、できるだけ速やかに加工品の
品目を拡大してまいりたいというふうな考えてい
るわけでございます。

もう一点、水産取り締まりのお話もあつたわけ
でございますが、やはり侵害物品の水産取り締ま
りにつきましては、他の知的財産権の侵害物品の
水産取り締まりと同様でございまして、税関にお
きまして行われておるといふことで、私ども農林
水産省としては、この侵害物品の効果的な取り締
まりが行われますように、DNA鑑定などの品種
識別技術の提供、あるいはまた種苗管理センタ
ーにおきまして、DNA鑑定を行うというふうな
ことで支援をしているわけでございます。

また、関税率法の方も今回の国会で改正をさ
れまして、意見照会の仕組みが設けられたとい
ふふうなことでございまして、私どもとしては、
加工品につきましても税関の取り締まりの対象と
なりますので、財務省税関と一層密接な連携を
図つてまいりたいと考えている次第でございま
す。

○高橋委員 今局長、支援というお言葉を使いま
したけれども、やはり税関に対する、一義的には
税関がやるんだという、法的な仕組みではそうか
もしれませんが、支援という枠ではございませ
ない話だと思ひますね。

先ほど来、ずっと午前からの審議の中でも繰り返し大臣も答弁されているように、種苗というのが農林水産業の基礎となる大事なものだ、その大事なものの権利を守るのは、やはり第一義的には農水省が責任を持たなきゃいけないんだと。単に支援をする、それで済むのかということが問われると思うんですね。いかがですか。

○白須政府参考人 委員も御案内だと思いますが、これは他の侵害物品の場合も同じでございます。やはり水際取り締めりというものは、一義的に税関において行われるというふうなことになるというわけでございます。

そこで、私もとしては、しかしながら、税関における水際取り締めりがより効果的に行われましますように、税関からの意見照会に対する意見の提出でありますとか、あるいは税関が行う輸入品の検査に当たっての技術的なアドバイス、さらには、鑑定依頼が当然向こうからございますので、それに対してDNA鑑定を直接我が方の種苗管理センターが実施する。

あるいはまた、今回、関税定率法の改正によりまして、侵害物品の認定のまさに参考となる意見を、直接、農林水産大臣が税関からの依頼に応じて、意見の照会に応じて意見を申し上げるというふうな制度的な枠組みもできたわけでございますので、こういったことを活用しながら、さらには税関との一層の連携を密にしまして、より一層の効果的な水際取り締めりが行われるように、農林水産省としても対応してまいりたいというふうなことでございます。

○高橋委員 今の答弁は先ほどの答弁と余り基本的に変わりがないわけで、この点について、そこだけやる時間がないので、やはり本来の農林水産業の基礎を守るという立場で、いわゆる受け身ではなく、こちらから守っていくという立場に立つてほしいということは指摘にとどめたいと思います。

あわせて、不法な海外への持ち出しについて、これが本当は根元から絶てれば一番いいわけであ

りますけれども、やはり加工、輸出入扱い業者の中で、故意に持ち出して、海外で生産して日本にまた持ち込んでいっているというふうな考えのが普通ではないかと思うんですね。

そこで、その対策を強める必要があると思うんですが、一つに、熊本県のイグサの摘発が最初の事例であるわけですが、そのイグサにおいては一定の産地あるいはルートの特定などができているのかどうか、あるいははするべきと思うけれども、これについてはいかがでしょうか。

○白須政府参考人 種苗の海外への違法な持ち出し、ただいま委員からも御指摘があったわけですが、大変に残念なことながら、この持ち出しにつきましてもルートの特定は出来ておらず、現状にあるわけでございます。

しかしながら、我が国の新品種の種苗が違法に海外に持ち出される、あるいはそれによって増殖される、さらには生産をされた農産物が我が国に持ち込まれるということは、これはもう申すまでもなく、大変重要な問題であるわけでございます。

したがって、私も私としては、一つには、税関とも連携を図りまして、我が国への輸入に当たりましての取り締めり、これはもう当然、先ほど来御議論ありますように、そこをどう連携してしっかりとやる。それから、持ち出しでございしますが、これにつきましても、違法な種苗の持ち出しが起らないように、空港におけますリーフレットの配布といったようなことも通じまして啓発活動を強化してまいりたい。もう一点は、やはり種苗業者といった方々への指導も強化してまいらなければならぬ。さらには、先ほどもお話ございました、品種保護Gメンといったような形を通じて了育成者権侵害の実態の把握をしてま

いる。そういうことを通じまして、違法な持ち出しあるいは持ち込みというものの防止ということをしつかりとやってまいりたいということでござい

ます。

○高橋委員 この持ち出しの問題については、私、今イグサのことを取り上げたのは、一つのヒントになるだろうと。雲をつかむような話ではなくて、現実には持ち込まれたルートや産地、手法がどんなものであったのか、それを、一つのことをきちんと調査をしていくことによって、やはりそういう手法が見えてくる、当然そう考えるんですよ。ですから、啓発も大事ですけども、そこまで踏み込んだ取り組みを、ぜひこれは検討していただきたいと思います。

先日、つくばの農業・生物系特定産業技術研究機構、これですけれども、視察した際、米一粒からDNA鑑定ができるシステムを見させていただいて、バンドが大変わかりやすいです。素人目にもよくわかるわけですが、それをさらに識別をして、新潟県から発注をされて、耐性も病の遺伝子ハカリのDNA識別を行っているのを見ました。残念ながら、こういう依頼が新潟県だけだということだったので、もっと生かすべきなのになと思つたわけなんです。貴重な研究成果をやはり地域ブランドの振興に結びつけていくということが非常に重要ではないかと思つています。

日本が外国へ輸出している権利の件数が百五十九件に対し、外国から日本に輸出する件数が三百五十四件、国内全体の三割を既に占めております。あるいは、種苗そのものの輸入、外国からの輸入も輸出の三倍にもなっています。そういう国際競争にさらされているという今の現状の中で、本国内の種苗農家の育成、保護、ここに力を入れるということが求められていると思うんです。この点は強く要望しておきたいと思つています。もう一つ聞きたいことがありますので、ここは要望にとどめたいと思つています。

そこで、最後にリンゴ火傷病の問題で伺いたいと思うんですが、リンゴ火傷病の検疫措置について、米国のWTOに訴えて、今、最終段階、再パネルに付されている段階になっておりますけれども、その最終決着の見通しについて、まず伺いた

いと思つています。

○島村国務大臣 我が国の火傷病の検疫措置につきましては、平成十五年十二月、これを国際協定、すなわちSPS協定に整合させるべきとのWTOからの勧告を受けまして、昨年六月に改正を行つたところであります。

しかしながら、ただいま御指摘ありましたように、米国はこの改正措置を不服としまして再パネル設置を要求いたしました。この再パネルにおいて、我が国の措置は国際協定に整合していると主張してきたところでありましたが、再パネルでの審議は我が国にとつて厳しい感触であつたと報告を受けております。

したがって、再パネルの最終報告で、我が国の措置が国際協定に整合していないとの判断がなされる可能性が高いと考えておりまして、もしそのような場合には、検疫措置を改めて改正することが必要である、こう認識いたしております。

○高橋委員 非常に最悪の結果が今出たのではないかと、おそれを持っております。まず、アメリカがいわゆる対抗措置として主張している百五十五億円、この根拠がどうなっているのか伺いたいと思つたので、少しわかりやすくするために、アメリカからのリンゴの輸入実績に照らしてこの額はどのような額なのか、少し御紹介いただきたいと思います。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

対抗措置として百五十五億円の報復関税というものを申請した事実はございすけれども、その具体的な積算根拠等については、私もまだ具体的に承知をいたしておりません。

この対抗措置の承認申請とあわせまして、日本の方からは、再パネルの設置についてアメリカと協議をして、こちらのプロセスで現在まで来ておりますので、今先生お尋ねの具体的な、その百五十五億円が妥当かどうか云々というのは、仮にその再パネルの結論が得られて、かつまた日本とアメリカとの間でその再パネルの結論を踏まえて協議をした結果、調わなかった場合に、今度はそち

らの報復措置にいくということであり、その際に、確認その他、必要なことはチェックしていきたいというふうに思っております。

○高橋委員 ですから、リンゴの輸入実績に照らしての額の意味です。

○中川政府参考人 アメリカからのリンゴの輸入実績というのは最近ありませんので、平成七年、これが過去最大の輸入量でありますけれども、八千四百九十七トン輸入をされております。これを金額にいたしますと十四億円程度というふうになるわけでありまして、これと今アメリカが言っております百五十五億円との関係その他、確かなことは私も承知をいたしております。

○高橋委員 ありがとうございます。

過去最大の輸入実績を見ても十四億円しかないわけですね。それに対して、今アメリカが百五十五億円という報復関税を持ち出している、これだけを見ても、全く根拠がないものだと思うんですね。

しかも、関税ですから、それがいろいろな、工業製品ですとか別なものにばらばらにかけられてきて、ほかのものに影響を与える、そういう問題にもなりかねないわけですので、本当にこれは納得のいかない不当なものであると私は思っております。

火傷病は、リンゴだけでなく、ナシやサクランボあるいはバラ科の植物全体に発生し得るものであります。しかも、一度侵入を許すと有効な防除策がありません。湿度の多い日本の方が蔓延しやすい気候条件でもあります。米国で使われているストレプトマイシンでは、むしろ別な、副作用という心配もあります。それをアメリカは、緩衝地帯をゼロにして、つまりは、発生した園地のすぐ隣の園地でも出荷して大丈夫、そう言っているわけですね。全くアメリカの措置こそ根拠がないと思えます。

これはBSEと同じ構図なんだ、とてもアメリカの言い分は承服できない、私はこのように思いますが、アメリカの要求が非常に不当なもの

のである、科学的な根拠はないものであるということに対して、大臣にぜひ、同じ認識かどうか伺いたいと思えます。

○島村国務大臣 私は、たとえアメリカであれ、これが中国であれ、自分が正しいと思うことは常に自分の言い分をきちんと主張するのを主義としておりますので、今回のことについては報告を受けていて、自分が当事者として出席したわけではございませんが、事情をよく聞いて、我々の納得のいく線まで話を進めたい、こう考えております。

○高橋委員 相手がだれであろうという大臣のお言葉でした。最終段階に来ておりますので、本当に日本の、そういう大臣の強い覚悟をいただきたいと思うんですね。さっき言いましたように、リンゴだけではないので、全体に広がる問題なんだと。

日本の検疫措置が科学的でないとアメリカは言うんですね。でも、それはアメリカの言っている措置が科学的かという点、それもまた根拠がないわけですね。そういう点で、日本がもっと根拠をそろえる必要がある。SPS協定は、科学的に正当な理由がある場合、国際基準や指針、勧告よりも厳しい措置をとることを認めています。これを立証する材料が、やはり発生国じゃないので、アメリカに行かないと、それは材料をそろえることができません。

日米共同研究がやられていましたけれども、それが今中断しているという段階で、データが足りない私は率直に言うて思うんですね。この点での、やはり発生国へ行つての研究がまず絶対必要だと思えます。この点と、前から県としても要望していましたが、防疫マニュアルを整備すべき、この点について、どうなっているのか、見通しと、それを生産者に対してどう説明するのか、伺いたいと思えます。

○中川政府参考人 まず、火傷病発生国等との共同研究の問題でありますけれども、私どももこういつたことは必要だというふうに思っております。これまでも、世界会議などにおきまして、ワー

クシヨップなどには研究者を派遣したりということはいたしておりますけれども、新たな知見あるいは情報の収集のために、必要に応じて、火傷病について、発生国と共同研究を行うということにつきましても検討いたしてまいりたいというふうに思っております。

それからもう一点、防疫マニュアルのことでございますが、昨年の植物検疫に関する研究会報告を受けまして、現在、この防疫マニュアルの作成を急いでおります。もう間もなく成案を得ることになるというふうに思っておりますので、再パネルの最終報告が出ました暁には、そのことにつきましても生産者を中心に御説明もしていかなければいけません。そういった機会をとらえて、この防疫マニュアルにつきましてもきちつと説明をいたしたいというふうに思っております。

○高橋委員 最悪の結果にならないように、また、なつてもしつかりと生産者が納得いける対策を最大限とるように要望して、終わりたいと思っております。

○山岡委員長 高橋委員、ちよつと待つてくださいますか。――どうぞ。

○前田政府参考人 恐れ入ります。

先ほど、私、答弁の中で、ハウスシックというように申し上げてしまつたかと思ひますが、シックハウスの誤りでございました。申しわけありません。訂正させていただきます。

○山岡委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党の山本です。

最初に、森林組合法の改正案について伺いをいたします。

森林施策計画についてでございますが、現在、五年ごとに森林所有者本人あるいは所有者と委託する森林施策計画が、市町村の森林整備計画に沿つたものであれば、市町村長の認定を受けて、計画に基づく各種施策に対して助成措置が受けられるというふうになっております。この森林施策計画の

認定面積が、平成十三年現在で民有林の八割というふうになっております。一方で、残りの二割というのが計画が立案されていないということでございます。

この施策計画が認定を受けるためには、三十ヘクタール以上の団地というふうなハードルがあるわけですね。ですから、この条件を満たさなきゃならないことがこの残りの二割になっているんじゃないかというふうに思ふんですが、この点について林野庁はどのようにお考えでしょうか。

○前田政府参考人 御指摘のとおり、一定規模のまとまりを持っていないと施策計画の認定要件に該当しないということで、三十ヘクタールということをやっておるわけでありまして、さきながら、いわゆる小規模所有者でありまして、あるいは、受託を受けて、他人の所有者の、他人の山でありまして一緒に施策計画を立てるという形であれば当然認定になってまいりますし、また、その条件も、まとまりがなくても、ある程度一定の通動圏内であるとか、そういう形であればできるということになっておりますので、そういった形の中で施策計画の策定は可能ということでございます。

それと、その場合は確かに高率になるわけでありまして、三十ヘクタール未満であっても当然補助金は出るということでございますし、また、間伐なんかの場合は一定の補助率が出る形になっておりますので、今後とも、そういった形で施策の集約化、そういったことも進めながら森林整備の推進に努めてまいりたい、かように考えております。

○山本(喜)委員 三十ヘクタールにならなくても確かに補助はあります。しかし、実際は低いわけですね。

森林所有者の七三%が所有面積が一ヘクタールから五ヘクタールということですし、そうした中で、森林所有面積百ヘクタール以上の所有者の間

伐が七四%、そして二十から百ヘクタールは六四%ということで、二十ヘクタール未満の小さな規模の所有者ということになると、間伐が半数でしか行われていないわけでございます。

ですから、小規模になればなるほど間伐が行われていないという事態にあります。京都議定書が発効して、これから森林吸収面積の達成に向けて努力しなきゃならないわけですが、やはり小規模森林における整備を促進していくということが非常に重要になっているんじゃないかというふうに思います。

そうした意味で、この森林施策計画の認定基準の緩和でありますとか、あるいは施策計画に基づかない整備事業においても、その要件の緩和とか、あるいは補助率を引き上げるとか、そうした小規模森林の整備を促進するような対策についていかがでしょうか。

それからもう一つは、健全な森林を確保するためには、初回間伐、樹齢が二十から二十五年というのが非常に大事になっているわけです。しかし、間伐材が余りその利用がされないという状況の中で、採算の面からなかなか間伐されない、おくれるというのが現状です。ですから、間伐材の利用拡大とともに、間伐費用の全額国庫負担というようにすることも検討していいのではないかと、うふうに思っています。

○前田政府参考人 間伐の場合、確かに施策計画の関係はあるんですが、これはやはり、一定程度のまとまりを持って森林の整備をやっていくということが公益的機能の発揮の面とかいろいろな面でも必要なことでありますので、ぜひそういった形で、むしろ集約化を図っていく、あるいは森林組合に一定程度皆さん受託をやっていく、そういう形の中でぜひ進めていっていただきたいなというふうに思っております。

それと、今お話ございました間伐につきましては、緊急間伐推進団地、そういったところに指定して、集団的な間伐を行う場合には高い助成水準を適用するというようにいたしておりますので、

そういった形の中を通じながら間伐の推進を図っていききたい、そういうふうに思っております。

それと、間伐の関係で先ほど全額公費というお話もございましたけれども、所有者の方々がなかなか自力ではやりにくい、そういった場合には、いわゆる公的管理といいますか、公的な森林整備という形で、市町村、都道府県が関与する形の中で非常に高い助成率でもって間伐をするという道がありますし、また、国土保全上問題であるというところにつきましましては、治山事業ということと国と県と全額国費と公費で所有者負担なしという形でやるというような形もとれますので、そういったものの中で必要な間伐につきましては確保していききたい、そういうふうに考えておる次第でございます。

○山本(喜)委員 公費で賄うようなところは、非常に大変急斜面であるとかそういったところなんです。ですから、普通の里山の中で小規模な所有者がかなり多いわけです。私のうちも山林があるんですが、六カ所、七カ所くらいで小さく分かれて、これを三十ヘクタールにまとまるといいうことになる、なかなか小規模なところは現在やりにくいというような現実が実際あるわけでございます。そういった意味で、実態に即したようなやり方が大事ではないかというふうに思っていますので、ぜひさらに検討をお願いしたいというふうに思います。

そこで、昨年の通常国会で森林法の改正がされました、要間伐森林制度ということ改善したわけですが、まだ一年ぐらいたったていないんですが、市町村段階での要間伐森林指定等についてどのように改善されているのか、お伺いします。

○前田政府参考人 昨年の春、森林法を改正いたしました、間伐強化ということで、例えば施業勧告、こういったものにつきましても入れたわけでございますが、まだ実施してから日が浅いということもありまして、具体的な発動といったような形にはまだ至っておりません。

ただ、いろいろ間伐につきましては、勧告を発

動する前に指導とかそういう形の中で実際には行われているというふうな形でございまして、今後とも最大限、どうしても必要な場合にはそういう形でいこうかと思っておりますけれども、できるだけ指導あるいは助成、そういった形の中で進めれば、そういった形の中で進んで取り組んでいききたいというふうに考えております。

○山本(喜)委員 まだ一年しかたっていないので、すぐに大きな効果ということは難しいと思うんですが、ぜひよろしく願いたいというふうに思います。

次に、森林所有者に対する直接支払いの件ですが、現在、人工林、戦後大半造林されたわけですから、かなり蓄積されているわけです。ですから、伐採可能な時期になっているわけですが、現在の価格水準ということになると、なかなか供給量はふえにくい状況にございます。

需要を確保して、伐採、植栽、育林というサイクルが確立されないと、林業の健全な育成ということにはならないわけでございます。ですから、森林の持つ多面的機能を発揮させるためにも、森林所有者に対する直接支払い、農業においても中山間地直接支払いというのがありますが、森林所有者に対してはこのような制度を検討してはいかがでしょうか。

○前田政府参考人 現在、我が国の林家の実情からいいますと、一ヘクタール以上の森林を有している林家、そのうち林業によりまして家計費の六割以上を賄うという林家につきましては一%未満というところで、ごくわずかな状況にございます。そういう意味で、そういった形がストレートに入るといふことはなかなか難しいのではないかと、うふうに思っています。

特に、林業の場合に、作業もなされたり、なされなかったりという形で間断的でありまして、所得も毎年発生するわけではないというようなこともございまして、こういった所得補償制度という制度につきましては、林業の場合なじみにくい面があるというように考えている次第でございます。

したがって、そういった問題につきましては、慎重に検討していく必要があるのではないかと、うふうに思っています。

○山本(喜)委員 実際、木を植えてから伐採するためには五十年以上を必要とするわけですから、そういう意味で、所得は毎年発生はしませんけれども、しかし実際、手を加えていかないと、これまた森林整備も行われない、山がどんどん荒れていくという現状でありますから、どうしてもそういった、特に規模が小さいところが多いわけですから、対策をどのようなものができるか、これは検討が必要ではないかというふうに思います。

次に、林業労働者の育成確保についてであります。平成十二年の国勢調査によりますと、林業労働者六万七千人、うち六十五歳以上が二五%を占めるという現状をそのまま放置すると、平成二十二年には四万七千人まで減少するというふうな指摘がされております。

森林・林業基本計画並びに地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策、こうしたものを着実に実施するためにはどれだけの労働力を見込んでいるのかどうか。

それから、担い手の確保ですが、緑の雇用担い手育成対策事業ということで取り組んではおりますが、定着率が低いというふうな指摘もございしますが、実態はどうなっているのか。

それと、厚労省が実施している林業就業支援事業との連携はどのように行われているのかということですね。

それから、先ほど指摘されておりました、定着率を促進するためにも、林業労働者の社会的地位の向上、労働条件の改善というのが必要だと思っておりますが、そういった点についてどのようにお考えでしょうか。

○前田政府参考人 最初の一点目でございますけれども、必要労働力、一概には言えないわけではありますけれども、機械化などの生産性の向上も考えれば、今お話がありました平成十二年、約六万七千人であります。そういった現状程度の労働

働力は維持していくことが必要であろうというように考えております。このために、緑の確保対策事業等々も含めながら、私どもも担い手の確保、育成、こういったものに努めてまいりたい、かように考えております。

また、緑の雇用担い手育成対策事業の定着率が低いというお話がございましたけれども、平成十五年度の研修修了者について見ますと、そのうちの九割近くが本格就業している。また、平成十六年度の研修修了者につきましても、本年四月に九割以上本格就業するということで、一定の成果が得られているのではないかなど。また、今後に向けて、さらにこの方々がきちんと定着していくようにいろいろ努力してまいりたいというように考えている次第でございます。

それと、三点目にお話のございました、厚生労働省の林業就業支援事業との関係でございますが、御案内のように、緑の雇用につきましては、厚生労働省の緊急雇用、これを半年から一年やりまして、二年目に今度は林業サイドの方として実地に研修をやつて、そして三年目に本格就業というようなことで進んできたわけであります。この厚生省の緊急雇用が十六年度で一応終了ということで、十七年度からは林業就業支援事業ということで、春と秋に林業関係の就労者の研修を行うというような形に変わつてきております。そういったことも踏まえまして、今私どもも十八年度以降どういう形でやっていくのかということ、今までの実施状況、こういったものも踏まえながら、また厚生省の就業支援事業、これとの連携のあり方も含めまして、今後の担い手対策について検討していきたいというように考えている次第でございます。

それと、最後になりますが、林業労働者の労働条件の改善でございますが、先ほどもお話ありましたけれども、林業の場合、依然として他産業に比べてなかなか就労条件もいろいろ悪い、そういうような状況でございます。そういった中で、やはり雇用の安定、そしてまた事業の安定、こう

いったことを図ると同時に、いろいろな支援センター等を通じて、研修ですとかあるいはアドバイス、そういったことを進めますと同時に、各県において持つております担い手対策基金、こういったものを使いまして、社会保険の掛金助成ですとか、安全対策の整備に対します助成、こういったものにも努めていくところでございまして、今後とも、林業労働者の労働条件の改善に努めてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○山本喜委員 先ほど、緑の雇用担い手対策、定着率が九割とか、いろいろ言われておりましたが、平成十六年度の森林・林業の白書、これによりますと、新規林業就業者の四から七年後の定着率は五五％にすぎないというふうに書いてあるんですね。ですから、去年は確かに九割だったよと。その人たちが引き続き、あと三年、四年というふうになつていないというのを白書の中でちゃんと出ているんですね。ですから、去年はよかったとかなんていっているんじゃないかと、長くて長い目で見れば、長く定着していかないというのが現状だということも理解してもらわなきゃならない。

特に、この間、森林労連の交渉がございまして、一緒に参加しましたが、厚生年金とか、そういう掛けている職場が、二〇〇二年が七三％、これは北海道のものですけれども、二〇〇四年には五八％に下がっているというふうな実態があるわけです。ですから、社会保険とかそういう完備も含めて、極めて劣悪になつていて、死亡災害も多いというのが現状ですから、確かに研修を受けて就業はしたが、これが三年、四年と働いていけない状況になつていっているんじゃないかということを私は言いたいわけです。そのことはどうですか。

○前田政府参考人 先生おっしゃられました定着率五五％、これはたしか平成八年ぐらいからの、八年から十年ぐらひにかけての林業就業者の定着率、これにつきまして分析したものであったかというふうに記憶しておりますけれども、かつてそういう状況もありましたので、先ほど申し上げま

したように、緑の雇用で本格就労が九割以上という形になつていられるわけでありすけれども、そういった方々がぜひ定着していけるように、事業量の確保とか、あるいは就労条件の改善、あるいは雇用の安定、いろいろな形でそういった就労環境の整備を図つて、少しでも定着が高まつていくようにということでも私も努力していきたい、そういうふうな思つてゐる次第でございます。

○山本喜委員 済みません、種苗法を聞く時間がなくなりました。

以上で終わります。

○山岡委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○山岡委員長 これより両案に対する討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、参議院送付、森林組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山岡委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、参議院送付、種苗法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山岡委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山岡委員長 次回は、来る十五日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

平成十七年六月二十四日印刷

平成十七年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局